

(独立行政法人日本学生支援機構関係者入室)

○大西主査 これより第4回「資産債務改革の実行等に関する専門調査会 独立行政法人の資産債務改革に関するワーキンググループ」を開催する。

本日は、日本学生支援機構始め5つの法人のヒアリングをさせていただくが、最初に日本学生支援機構のヒアリングを始めさせていただきたい。

私は今日の進行を務めさせていただく大西である。

それでは、最初に御提出いただいた資料1に沿って、10分厳守ということで御説明をお願いしたい。

○村田課長 文部科学省の担当をしている学生支援課長の村田である。

お手元の資料1に沿って、あらかじめ提示いただいている論点に沿った形で御説明させていただく。

まず1ページをお開けいただきたい。まず日本学生支援機構の概要から簡単に御説明させていただく。

「設立の経緯」ということで、左側にある、特殊法人である日本育英会、それから、幾つかの留学生関係・学生支援関係の業務をしていた財団法人が4つある。それらの法人を整理・統合することとなり、1つは特殊法人改革、もう一つはいわゆる公益法人という行革の御方針に従い、平成16年4月に設立されたものである。

それで、後の御議論に出るが、実は日本学生支援機構が使用しておる留学生宿舎というのは、もともと、この左側の4つの財団法人がその業務のために保有していたものを承継する形で引き継いだ資産で、そこは議論の前提として御理解を賜りたい。

したがって「目的及び事業の概要」で、全体的な大きなミッションとしては、我が国唯一の学生支援ナショナルセンターとして、国の施策と密接に連携しつつということで、これは独法設立のときの目的の中でも、国でやる業務、それから、国で直接やるまではないが、民間ではできない業務ということで、独法の原則に従って仕分けを行って設立したものである。

事業の内容としては、大きく分けて3本の柱が立っている。1つは奨学金貸与事業。もう一つは留学生宿舎設置を始めとする留学生支援事業。それから、3番目として学生生活支援事業ということで、3つの業務を実施している。

2ページ目で、具体的にヒアリングで御質問の項目である。

まず、路線価の高い施設について、売却・移転すべきか否か。あるいは立地の必要性を検討すべきではないかということ。それから、日本語教育センターと高円寺の宿舎については、容積率の利用率が50%未満である。

最初に「1. 東京国際交流館」。これは、お台場にある施設であり、これは資料にもあるとおり、そもそも国際交流、産学官連携、情報発信の機能を連携させるため、国際研究交流大学村の一拠点としてつくったものであり、隣接地にあるJSTの日本科学未来館と産業技術総合研究所のセンターを、併せて、この3つの施設が立地されている。これらの機関と連携して効果的に国際研究あるいは国際交流の拠点としての役割を果たすことがそもそもの設置の趣旨であり、その性格からする

と、やはり引き続き、現在地でその目的を達するということが必要であろう。

なお、この東京国際交流館のプラザ平成、会議施設では、昨年の行革の独法見直しの決定によって「市場化テスト」を行うということで、現在、その手続を進めている。その検証も踏まえながら、施設管理運営業務について「廃止（資産の処分方策を含む。）を含めた在り方について検討し」ということなので、私どもとしては、まず「市場化テスト」をきっちりやる。その結果を踏まえた上で、この施設の在り方について検討を行うということで、去年の行革の御方針に従って対応してまいりたい。

そもそも、この東京国際交流館の敷地については、半分が借地、半分が自前の土地である。これは東京都から借地・購入したものであるが、敷地の半分については東京都と 30 年間の土地賃貸借契約を結んでいる。そういった制約があるということを御理解いただきたい。

「2. 東京日本語教育センター」は日本語学校、及び日本語教育の教材開発等を行っており、これは新宿区の大久保にあるが、国費留学生あるいは外国政府の派遣留学生などの国の施策として、国が責任を持ってお預かりしなければいけない留学生の方に対して日本語教育を提供する、あるいはそのための先端的・先導的な教材開発を行うという役割を担っている施設である。

こうした役割を効果的に果たすということと、もう一つは、留学生の方々というのはやはり都心の大学に多く通学すること。それから、当然、外国の大使館等ともよく指導を受けるということで、密接に連携を図る必要があるということで、都心に近く、利便性にも優れた現在地にセンターを置く必要があるのではないか。

土地の利用率は、確かに 48.0%であるが、そもそも、この施設は位置づけとしては各種学校の認可を受けている施設であるから、そういう意味では、各種学校として必要な運動場等を設ける必要があるという制約があることは是非御理解いただきたい。

それから、なお書きで、これは学校教育法に基づく各種学校として東京都の認可を受けており、東京都の認可基準においては、校地校舎は原則自己所有とされているので、その点についても付言させていただいた。

4 ページで、市ヶ谷の事務所についてであるが、この市ヶ谷の事務所は先ほど申し上げた旧育英会の事務所で、引き続いて奨学金貸与事業を担当しておるセクションの事務所となっている。したがって、これは奨学金貸付金の資金調達もあり、それから、関係の金融機関との連絡もある。それから、奨学金については事業規模も大きいし、実際、私どももしょっちゅう、日本学生支援機構の奨学金の担当者と打ち合わせをしなければいけないということを考慮すると、やはり効率的な事業運営あるいは利便性という観点から、都心に立地することは必要不可欠ではないか。

この資産については、機構発足時に奨学金の貸付債権に係る貸倒引当金の財源に充当するという性格を持った資産であるということも併せて御理解いただければと考えている。

その下の「4. 高円寺宿舍」。これは職員宿舍で、昭和 42 年につくったものである。

これは、既に平成 16 年 4 月以降、老朽化のために使用を停止している。これについては、先ほど申し上げた会計処理上の問題があるので、その観点も含めて、今後どうするか検討させていただきたい。

5 ページで、これは落合にある東京国際交流会館という施設で、ここに記載のとおりで、既に平成 18 年度末をもって閉館したということで、今年度中に解体して、これは国有地を借りているので、関東財務局に返すということを予定している。

6 ページで「6. 駒場国際交流会館」。これも留学生宿舎で、東京大学とか、早稲田大学、慶應義塾大学といった、都心に在住する留学生の受け入れの多い大学への通学が便利な場所に位置しているということで、実際にこうした学生の方の勉学の利便上、あるいは生活の利便を考えると、引き続き現在地に立地する必要があるのではないか。この土地というのは大半が借地で、自己所有しているところはごく一部であるということ。

もう一つは、ほかとも共通であるけれども、本年5月にとりまとめられたアジア・ゲートウェイ戦略会議においても留学生用宿舎の整備・確保の必要性が指摘されているということで、これは「骨太の方針」を踏まえた対応が閣議決定されているところであり、さきの国会の所信表明の中でも、このアジア・ゲートウェイ構想を具体化するということで総理も発言されている。私どもとしては、留学生宿舎の新設は考えていないけれども、今ある施設についてはできるだけ有効に活用させてもらいたい。

7 ページで「7. 祖師谷国際交流会館」。これも同じような状況であるので、説明は省略させていただく。

8 ページで「8. 大阪第2国際交流会館」。これもやはり、大阪の近畿圏において受け入れ数の多い大学への通学が便利な場所に立地しているというようなこともある。これは内外学生センターという法人から引き継いだものであるが、これも同様の状況である。

9 ページで、②、民間施設を利用する余地を精査した上で、保有が必要な場合は、移転・集約を考えるべきであるということで、原則はまさにおっしゃるとおりであって、ただ、一方では、国際交流会館は単なる留学生宿舎ではなくて、国際交流の拠点であるという性格を持っている。

これについては、私どもは必ずしも所有ということにこだわっているわけではなく、現に 14 施設あるが、そのうち 11 施設については借地あるいは一部借地である。それから、4つの建物については地元自治体との合築で、地元との共同の関係で設置しているということで、私どもとしても所有の形態については、ある意味で宿舎が確保されるということをお前提として色々な形態を取っている。

最後の③で、奨学金債権の証券化の可能性についてどのように考えるかという御質問で、これについては、そもそも証券化というのは具体的にどういうスキームかというのは、私どもは必ずしも明確に把握しているわけではないので一義的なお答えはできないが、今のところ証券化ということで考えられるという点をお答えをさせていただいた。

ポイントとしては、1つは、そもそも論として奨学金事業は単なる教育ローンではなくて、国の教育施策として実施する必要がある。だから、貸与の場合の条件設定とか、あるいは貸与期間中の適格認定。これは学業をきちんとやっているかどうかということも認定しているし、返還の場合についても、上級学校への進学とか、あるいは一定の場合については猶予・免除の制度があるといった一貫した教育的配慮の下に運用される必要があるということで、一体として公的機関で実施する

ことが必要ではないか。

特に、そういう意味で教育の機会均等を目的とした教育施策の一貫として実施されている事業について、学生に貸与した奨学金の債権を証券化して売却するということについては、果たして国民の理解が得られるであろうかということが、そもそも論として私どもとして考えなければいけないところである。

それに加えて、実際に具体的なことを考えても、①～③ということで挙げているが、①は、そもそも証券利率は貸倒れのリスクを加味して設定される。先ほど申し上げた、特に教育上の配慮ということで行われている奨学金事業の特性を考えると、国債あるいは実際に財投の資金を貸していたで調達しているわけであるが、それに比べると、やはり資金調達のコストというのは割高になってしまうのではないか。

あるいはほかの住宅ローンとは違って、そもそも同種の証券化の事例は余り私どもも承知しておらない。仮に証券化するとしても、投資対象として十分な需要というのは期待できるのだろうか。

それから、③として、こうした問題を解決するために、例えば政府による債務保証とか、あるいはほかの制度があるけれども、そうした制度を考えると、最終的なコストは結局、国が負担することになるということで、独法である機構が貸付・回収を行う現行方式と、効率的な面という意味においても、それほど違いがあるのだろうか。

そういう意味で、証券化については、慎重に考える必要があるのではないか。

なお書きで、回収業務については、先ほど申し上げた民間委託、サービサー、回収業者も大いに活用して積極的に委託を行っているという状況である。

○岡本委員 何点かお伺いしたい。

国際交流会館で「6. 駒場国際交流会館」については「東京大学、早稲田大学、慶應義塾大学など」云々とあって「7. 祖師谷国際交流会館」も、東京大学とか、早稲田大学で、慶應義塾大学の代わりに東京外国語大学ということで立地選定されたというような経緯を書かれているけれども、そもそも、駒場と祖師谷というのはどういう役割分担を具体的にしているのか。

特に祖師谷については、かなりゆったりした利用のされ方をしているが、こういう利用のされ方をするのであれば、東京外国語大学はたしか北区から府中の方に移転した。そうすると、むしろ多摩エリアのようなところに立地をする。例えば、後でヒアリング対象になっているが、JICAの八王子国際センターが、今、売却先を探していることもあるし、いろいろ多摩エリア等に祖師谷のものを持っていきなり、あるいは別の方法で、もう少し郊外で土地を借りるとか、色々なやり方があると思う。特に中央大学とか一部の大学は、結構、多摩エリアに行っているわけで、そういうところでの学生の交流とか、地域住民との交流もむしろお考えになった方が、駒場との役割分担という点では意味があるのではないかと思うが、いかがかということが1点。

それから「2. 東京日本語教育センター」で、容積の利用率が48.0%。特に場所から言うと、やはり相当利便性が高いところで、現在の法定容積率はそれほど高くないかもしれないけれども、利用の仕方によっては用途地域の変更とか、あるいはいろんな容積率の割増制度もあるので、民間ならば容積率600%ぐらいを目指して考えるような場所である。

しかし、現在、容積率ベースで150%超ぐらいしか使っていない。法定容積率に比べれば半分をちょっと下回る程度かもしれないが、民間のプロジェクトの常識などから考えれば、実質は4分の1ぐらいしか使っていないと思ってもいいぐらいである。したがって、その意味ではこういう非常に利便性の高いところにこういったようなものを立地させることが資産の効率的な運用という観点から適当かどうか疑問である。

もう一点「3. 市ヶ谷事務所」で、延べ6,700平米ということで、ある程度の面積が必要だということだが、全体的に日本学生支援機構が東京23区内で持たれている色々な施設の中で未利用のものをうまく活用すれば、その中でこれぐらいの床面積はさばけるのではないかという感じがする。そういった全体のアセット・マネジメントの中で有効利用して、この市ヶ谷の事務所の機能を、多少分割することは出るかもしれないが、そういう利用の仕方を考えていくというようなこともお考えになったらいかがか。

特に、隣は印刷局の市ヶ谷センターだと思うが、印刷局の市ヶ谷センターも私どもとしては基本的には移転・売却というのが適当ではないかと思っている施設の一つであるが、印刷局の市ヶ谷センターがどこかに移転するときに、それと合築するとか、もう少し将来の方向としては考える余地があるのではないか。

○村田課長 それでは、3点のお尋ねで、まず駒場と祖師谷の役割分担については、これは先ほど御説明申し上げたとおり、この施設はスタート時に旧財団法人の留学生会館を引き継いでいる。そういう意味では、持っていた財団法人がそれぞれの目的の下に関係の大学、あるいは公募も一部していたが、その宿舎を引き継いでいるという経緯があったので、駒場がこういうもの、祖師谷がこういうものという切り分けがあったわけではない。

そういう意味では、先ほど申した性格から都心の大学に非常に利便性が高いということで、都心で多く国費留学生あるいは留学生が来ている大学から受け入れているというのが沿革であって、今、それを引き継いでいる。

もう一つ、確かに多摩地区に立地している大学が多いではないかという件であるが、例として、JICAの八王子の件については、私どもも色々間接的に聞いている。結局、今、伺っているところだと、やはり八王子の方が地元の大学の、例えばコンソーシアムみたいなことで活用できないかということで問いかけをされていると聞いている。

ただ、その中でも、私どもも何人か八王子の大学の関係者から話を聞いたが、場所的に遠いので学生の利便性からするとどうなのかというのが声としてかなりあって、そういう意味では学生の通学の利便とか、あるいは実際には、学生は一定の時間、アルバイトをすることもできるので、アルバイトをする場合にも都合がいいように、色々な意味で学生はやはり利便性のいいところに居住したいというのが本音であり、現在、まさにこの祖師谷と駒場に、利便性のいい場所に確保されているということは大切にしていきたい。

もう一つは、確かに郊外の大学が増えていて、私どももそういう意味では、これは別に学生支援機構直営で全部持つということではなくて、例えば契約で民間のアパートのオーナーさんに一定の協力金を支払って指定宿舎ということで確保させていただくとか、あるいは一部、自治体とか大学

が整備する場合に少し補助金を差し上げて、これで例えば大分のAPU（立命館アジア太平洋大学）などは留学生宿舎をつくっておられるけれども、そういった学生支援機構が直接持つだけではなくて支援機能を大事にしていこうということで、実は来年も少し予算要求をしている。

そういう意味で、行革の御方針の中でも直営の新設は停止しろ、としているが私どもとしては宿舎の確保ということは、先ほどのアジア・ゲートウェイでもかなり強い御指摘をいただいているので、引き続き、違う形の支援ということも是非考えさせていただきたい。それから、今ある施設については、できるだけ使えるものについては効果的に使わせていただきたいというのが正直なところである。

もう一つ、大久保の日本語センターについても、御指摘のとおり、確かに容積率は決して高くないというのが事実である。ただ、これは先ほども申し上げたとおり、土地の用途の関係で、もう一つは、そもそも各種学校としての利用があるということで、各種学校の場合については東京都のルールがあるので、そのルールを踏まえて一定の運動スペース等を確保しなければいけないというところはまず前提としてある。

それから、高層化とかさらなる有効活用ということについては、私も何度も行っているが、あの場所というのはかなり良好な住宅地であるので、そういったところに高いものを建てるということが可能なかどうか。これはすぐということではないが、どういう活用の仕方が可能なかは確かに考えていかなければいけないが、基本的に各種学校である。それで、東京都のルールに従うということは是非、制約として御理解をいただきたい。

市ヶ谷の事務所の利用で、これも確かに、今後、どういう形で利用していくかを考えていかなければいけない。これは委員から御指摘いただいたとおり、もともと幾つかの法人の寄せ集めであるので、東京都内にもかなりタコ足のように事務所があるということで、それをまさに法人一体として業務を行っていくためにどういうふうにも集約をしていくのかということ、法人の課題として考えていかなければいけないところだと思っている。

これは、御指摘のように、エリアの中でどういう活用ができるのか、あるいはほかとの関係をどう考えたらいいのか。その辺りは日本学生支援機構の将来の事務所の在り方を考える中で、今、少し内部的には検討をやっておられるけれども、考えさせていただきたい。これは確かに、できるだけ効率的に活用したいというのは私どもも全く同じ気持ちである。

○岡本委員 お答えをいただいたけれども、まだ少し納得できるお答えではない。例えば、首都圏整備計画で多摩エリアに大学をわざわざ立地させて国の計画としてやっていた経緯もあるわけだから、そういう意味で言うと祖師谷などはむしろ、やはり多摩地域に展開している大学との連携みたいなことを軸に立地を再検討されるべきだ。祖師谷などはマンション用地等としても非常に魅力的な場所であるし、敷地の状況を見ても民間に相当いい値段で売れるところだから、それはもう少し積極的にお考えになるべきだろう。

東京日本語教育センターについては、私はあそこで高度利用しようと言っているわけではなくて、要するにあれぐらいの立地条件のところ運動場等を備えた施設をわざわざ国の関係するような公的な施設として置いておく必要があるのか。むしろ、もうちょっと別の場所に持っていく余地が

あるのではないか。そういう意味で申し上げたところである。

市ヶ谷についても、印刷局とも連携を取られながら、もう少し地価の安いところでより効率的な仕事ができるように工夫される余地は十分あると思うので、そのことを申し上げておく。

○緒方委員 ほぼ同じような質問をさせていただく。

国際交流会館は、色々な地域にたくさんある。岡本委員からは駒場と祖師谷の話だったが、私が見るところによると、京都、大阪第1、大阪第2、兵庫ということで近畿に4件もあるので、これも統廃合するということは検討できないものかどうか。

同じ国際交流会館で、駒場の国際交流会館は大半が借地とおっしゃったが、どこから借りていて、借地料を払っているものなのか。

東京日本語教育センターで、これは各種学校として認可されているからということが大義名分で、何も変更できないような御回答だったが、むしろ、逆に廃止できないのか。民間の日本語学校も各種学校もあるし、私立の大学でも日本語教育学科はたくさんあるので、そういったところをうまく使うことができないのか。もし、それが廃止できないのであれば、この学校は国費留学生のみを受け入れているのか、あるいは一般の私費留学生も受け入れているのか。もし国費だけというのであれば、もっと利用効率を高めるために、普通の私費留学生もたくさん受け入れるようにして、この学校を有効活用するような方法が考えられないのか。

それから、高円寺宿舎で、貸倒引当金の財源に充当するので会計処理の問題があるという御回答であったが、会計処理の問題があるので絶対に売却できないのか。工夫すれば何か考えれば処分できる方法があるのかどうかを教えてほしい。

○村田課長 まず近畿圏についてで、これも先ほどのお答えと重なる部分があるけれども、やはり宿舎を設ける以上は学生の通学の利便性を考える必要があるので、集約すれば遠くから大学に通わなければならないことになり適切ではない。

もう一つは、例えば大阪の第2宿舎、先ほど御指摘がある路線価が高いということで、これについて、ここは内外学生センターから引き継いだ施設であるけれども、これは実は設立に当たっては地元の大阪府と大阪市からお金をいただいてつくった施設である。そういったことで、これはほかのところもそうだが、この国際交流会館というものはかなり地元の自治体と密接な連携の中で、地元の自治体が自分たちのところにある大学の学生の利便性、あるいは国際交流の拠点にしたいということで、密接な連携の下でやっているもので、そういう意味で単に近畿は大阪だけに集約することは単純にはできないということは是非御理解をいただきたい。

借地の件についてのお尋ねで、駒場については自己所有が875平米であるけれども、残りの約9,000平米は借地であって、これは国と京王電鉄から有償で借地している。勿論、賃料はお支払いいたしているものである。

日本語教育センターで、国として責任を持ってお引き受けする国費留学生、あるいはもう一つ、国費に準ずるものとして外国政府がお金を出して派遣しているという留学生の方もいる。そういった方々の予備教育、日本語教育を行っている。日本語教育だけではなくて、ほかの教科の教育も行っている。そういう意味では、これは国として責任を持って国費留学生ということでお預かりをし

た学生の方のしっかりした日本語教育のモデル的な施設であるということで設立されたものである。

これも、実は今、委員から御指摘があった点については去年の独法の見直しするときもかなり御議論をさせていただいて、結論として、これは廃止ということではなくて、できるだけ国費とか政府派遣とか、そういった、独法でなくてはできない、民間の日本語学校では代替できない部分に重点化をしていくことになった。だから、私費の部分についても定員を減らしていくということで私どもとしても見直しを図っていくということで、そういう方向で見直しをさせていただきたい。

最後の御質問である宿舍の貸倒引当金の財源ということで、これは確におっしゃるとおり、先ほどの職員宿舍の場合と留学生会館の場合の状況が、留学生会館の場合は、まさに使用目的との関係で、これは売却ということはかなり難しいと思っているが、職員宿舍の問題については、先ほどの高円寺とか、幾つか、確かにそういう利用率の低いところがある。これは言われるとおおり、別に絶対ということではなくて、引当金に充てるための財源だから、売った財源を例えば現金なり有価証券で保有させていただくとか、そういった会計上のクリアーができれば財産の処分ということもあり得ないことではない。

そこは、こうした全体の御方針の中で私どもとしてどういうやり方ができるのか。これは会計処理上の問題、それから、もう一つは財政当局とも御相談しなければいけないので、我々だけで全部決めるわけではないが、そういった御方針を踏まえて職員宿舍の問題については更に検討させていただきたい。

○翁委員 同じような質問になるが、今は奨学金事業についてはかなりいろいろ民間委託とかアウトソーシングを図られるという方向になってきていることは承知しているので、そういう意味でも市ヶ谷事務所については、やはり本体自体がスリムになっていくということを勘案して、是非、印刷局などの近隣地と一体で処分についてお考えさせていただいて、今ある中でどういうところが適切か、よりスリムな形で本部機能を移転するというをお考えさせていただきたい。

先ほど御指摘になられた、貸倒引当金の財源に充当するという宿舍の件であるけれども、これを見ると、本当はかなり多くの宿舍が未利用の形でそのままになっているということで、有効利用の観点から見ると非常に問題である。その意味でも、できるだけ早急にこれは御対応いただいて有効利用していただく、または処分していただくというような方向でお考えさせていただきたい。

○大西主査 最後に私の方から、全体的に色々、御説明の中でアジア・ゲートウェイのお話、それから、学校としての認可をされて、それは理解するが、ただ一方で、今日御説明いただいた趣旨というのは、要するに同じ目的とか用途自体を否定しているわけではなくて、ただ、それをやるときに、今ある地価の高いところにやる必要もないようなケースについて、これも当然、きちんとした経済合理性と利便性とのバランスをとっていただくべきである。そこを考慮した上で全面的に一つひとつ御検討させていただきたい。こういう趣旨だから、目的があるからということだと余りかみ合わないのかなというので、一応、今日お聞きした中では、その辺りを是非御検討させていただきたい。特に、例えば駒場なども容積の利用率が5割以下となっている。また、これも同じお話が出たが、貸倒引当金の問題というのは逆に言えば財源なので、同価値もしくはより高く売れば、当然、簿価以上



に高く売れば、幾らプールしておく必要があるかというのも売却価格によって変わってくることもある。だから、そこはやはり、そこがあるからというのではなくて、売却をした上で、もしプールする必要があるのではあれば、それが何が適正かということで見れば、ここがネックにはならないのかと思う。そういう意味では、宿舎もそうである。

さらに、宿舎と各地の国際交流会館についても、ここも先ほど各委員から出たとおり、やはり稼働率を見て、全体的な統合・集約化は是非お考えいただきたい。

○岡本委員 駒場国際交流会館については地元住民等の利用促進による利用率の向上を図るということで書かれているが、どういう意味なのか。

○村田課長 これは駒場のいわゆる集会所の施設で、その利用率である。

○大西主査 一部のお話ということか。

○村田課長 一部で、全体の学生の方の宿舎が空いているわけではなくて、駒場に一部、地元住民の方が使えるような小さな集会所があつて、その利用率が低いということである。

○大西主査 そうすると、例えばプラザ平成は利用率が25%とあるが、これなどもかなり低いではないのか。

今、いろいろ御検討されているというのは分かるが、ただ、検討するよりもスタートに立つ、そもそもの利用率が低い。50%か60%を引き上げるという話と、25%かというのは、むしろ経済合理性があるかどうかはよく御検討いただくとして、やはり売却とかそういうことも検討はすべきなのかと思う。

○村田課長 プラザ平成の25%は会議室部分の数字だが、「市場化テスト」の結果を見て在り方を検討することになっている。先ほどの国際交流村の拠点として立地されたということで、これは、そういう意味ではかなり大きな事業としてやったということもあるし、それは議員連盟もできて、いろんな形で国際的に恥ずかしくない、これはパリの国際大学都市をモデルにして、そういうものを日本でもつくろうということのできたものであるので、必ずしも経済合理性だけですべてを割り切るものではない。そこは是非、御理解を賜りたい。

○大西主査 そこはそういう面もあるかと思う。

○村田課長 その上で、先ほど申し上げました昨年の御指摘を踏まえて「市場化テスト」をして、是非、民間の知恵をお借りして活用していきたい。

○大西主査 それから、奨学金の証券化で、これは先ほど翁委員からあつたとおりで、最後に書かれているように、民間への、サービサーへの回収業務の委託も検討されているのか。

○村田課長 今、委託はしている。

○大西主査 委託はされている。そうすると、結局、サービシング、いわゆる回収業務が民間で委託されているということは、そもそも証券化になじむのではないか。

○村田課長 回収業務も、全部丸ごと投じているわけではなくて、当然、先ほど申し上げた教育上の配慮というものがある。そういうものも含めて丸投げということは、私どもとしてはやはり適当ではないと思っている。

○大西主査 だから、そういうようなサービシングをすることによって、証券化は別にサービシ

グというものは切り離して、いわゆる債権の、リスクの移転の話なので、そこは検討不能なお話ではないと思う。

○村田課長 私どもは、先ほどのそもそも論の問題もあるので、その点は慎重に考えなければいけない。

○大西主査 勿論、国民の理解で、これは重要であるので、そこはある。ただ、そもそもなじまないということでもないのかということである。

またいろいろ見解が違うところもあるかと思うが、引き続き御検討いただければと思う。

また、今日のヒアリングを踏まえて私どもでコメントをする必要があれば、またやらせていただくので、その節はよろしくお願ひしたい。

(独立行政法人日本学生支援機構関係者退室)

(独立行政法人住宅金融支援機構関係者入室)

○大西主査 それでは、引き続き、住宅金融支援機構さんのヒアリングを開始させていただく。

○河村国土交通省住宅局総務課長 まず資料の順を追って、簡単に御説明申し上げる。

1 ページは「1 事務所保有の検討状況」である。本店と 11 の支店を持っている状況である。

2 ページは「(2) 本支店の主な業務内容」を書いているが、御承知のことだが、金融公庫が独立法人化し金融支援機構になった。

主な業務としては、民間の金融機関の住宅ローンの証券化を支援する事業がメインの業務になっている。そのために、商品企画等々、市場関係者と打ち合わせ等が本店の主な業務である。

支店については、②にあるとおり「② 地域に密着した債権管理事務」で、現在、公庫時代の直貸しのローンが残っている。そういうものに関する管理、返済中のお客様からの色々な相談の対応といったものがあり、債権管理の事務を支店を中心に行っている。

③と④は付随的な業務であるが、災害復興住宅の融資。これは主に災害が発生した公共団体との連携、顧客からの相談に対応している。

直貸しとして「④ 子育てファミリー世帯・高齢者世帯向け賃貸住宅融資、まちづくり融資」といったものについて、事業者向けの融資に係る審査、面談、現地調査といったものがある。トータルとしての融資額はそれほどないが、1 件当たりの額が大きい。それから、個別性が非常に強いこともあるので、そういった業務が引き続き必要になっている。

したがって、一番下にあるように、金融機関、特に地方の金融機関とも非常に密接な関連があるので、事務所は都心及び地域の中核都市にある程度持っている必要があるということを原則論として書かせていただいている。

3 ページは「(3) 本店ビルの概要」である。文京区の後楽にある。写真にあるように、一棟建ての建物で、平成 6 年に建て替えを行っている。規模は、書面に書いてあるとおりなので、省略させていただく。

4 ページは、大阪の近畿の支店である。これも比較的新しいもので、そこには書いてないが平成 5 年に同じ中央区の中で持っていた土地を、大阪府からの御依頼で少し移転してほしいということがあって、等価交換で現在のビルを、そこに住友生命ビルと書いてあるが民間と区分所有をして持

っているビルである。

5 ページは事務所の資産債務の合理化の状況等であるが、組織の合理化などを色々やっているが、それに付随して、そこにあるように、お客様コールセンターというものを埼玉県さいたま市の賃貸物件の中に入る形で移転して、首都圏の支店事務所が本店事務所のビル内に代わりに入ることとで、機動的な事務所移転の見直しをしている。

その下にあるように、今後の検討であるが、現時点では本店事務所並びに近畿の支店の事務所について、①売却した場合のコストと②現在の耐用年数期間、保有し続ける場合のコストを比較した場合、今のところ①が②を大きく上回るようになっていて、現時点においては、引き続き、保有させていただくのが妥当だと思う。

ただ、今後とも、事務・組織の見直しに応じて、(5)にあるような組織・事務の見直しに伴う事務所の再編は引き続き適切に対応していきたいと考えているし、その他の支店事務所等についても、随時、検討をやっていきたいと考えている。

6 ページの宿舎である。

(1)にあるように、既に2地区の宿舎、札幌市と金沢市の売却を年度内に行う予定にしている。

(2)は、それ以外の今後の宿舎の整理の基本的な方向性ですが、まず全国転勤が前提になっている関係上、必要最小限の宿舎は必要である。

ただ、②にあるように、資産処分の方針に基づいて、資産の現在の入居率、利用度等を勘案しながら集約化することによって、地方支店宿舎を中心に売却による集約化を検討していきたいと考えている。

そこに書いてないが、現在の在京の宿舎の入居率は比較的高くて99%を超えている。それに比較すると、地方の宿舎は相対的に低い。73%程度なので、これを100%近くにまでもっていくように、利用率が見込めない宿舎を中心に整理していきたいと考えている。

目標数字ですが、③にあるように、15%程度の削減を目標に計画を作成したい。

(3)にあるように、本年度中に宿舎の整理合理化計画案をまとめてさせていただいて、20年度以降に処分を行いたい。

7 ページは総合運動場ですが、これは政府系の金融機関8機関の共有である。8機関とは8ページに書いてある。住宅金融支援機構の持ち分は、7ページに書いてあるように、土地建物ともに17%である。したがって、引き続き、政府系金融機関の間で議論はしていく。

8 ページの2のところに書いてあるように、平成20年10月に向けて、日本政策金融公庫が設立される。これが持ち分過半になる。したがって、当然のことながら、新しい日本政策金融公庫が中心となって、他の共有法人と協議を進めていく方向になろうかと思うので、その基本的な議論に我々も参加をさせていただこうと考えている。

ちなみに、上の1のなお書きにあるように、三鷹市の地域防災計画に基づく一時避難場所として指定をされている関係上、基本的には三鷹市との協議をどういうふうにもっていくかが一番大きな問題だろうと考えておるが、今後、議論をさせていただきたい。

○翁委員 先ほど宿舎について、保有宿舎戸数の15%程度の削減を目標として実施されていくとい

うことだった。在京のところについては、かなり利用率も高くてということだったが、よく見ると、かなりいろいろなところばらけて存在していて、耐用年数などはわからないが、これについても具体的に集約していくとか、そういった御計画を検討していかれてはいかがか。

○河村総務課長 まず在京の宿舎は、先ほど申し上げたように99%を超える利用率である。

戸数としては263戸、地区数としては16の場所に点在しているが、比較的新しいものが多く、したがって、縮小する場合には、建て替えに伴って集約化して、余ったところを処分していく方向で考えているが、比較的新しく、かつ入居率が高いので、検討はしているが、タイミングを見て計画に入れられる時期がきたときに入れたいと思う。今、特にこれだということになかなかないので、引き続き、検討させていただきたいと思う。

○翁委員 今後、新しく首都圏に建てられる御計画はないか。

○河村総務課長 ない。

○緒方委員 問題なのは、保有宿舎が多くて、今後どういう処分計画を実施していくかということだと思う。

御説明を受けると、それなりの問題意識はお持ちで、着々とスケジュールどおりにやっついこうとはお考えになっているが、早期に処分するのが、住宅金融支援機構にとっては、一番大きな課題だと思う。

1つ教えていただきたい。5ページにある事務所保有の是非に関する検討状況で、本店と近畿支店についてはコスト比較をしたという。どういうコスト比較をしたのかわからないが、保有をしていた方が妥当であるという結論で、その他の事務所については、引き続き検討とあるが、今どういう結論が出ているかわかるか。検討中ということか。

○河村総務課長 商品として、メインのフラット35という買取型の住宅ローンは、取扱い金融機関が、現在のところ340機関ぐらいあって、そのうちの半数以上が地銀、信金等のローカルバンクである。したがって、そういう規模が小さく証券化を自ら行うことの出来ないこれらの金融機関への支援は、住宅金融支援機構の業務としては非常に重要で、したがって、支店を減らす、機動的に資産保有について考えるということは、原則論としては持っているが、顧客対応という意味で、今のところ精一杯の対応になっている認識でいる。

その辺のところは、発足したばかりなので、ローカルバンクの状況を少しずつ見ながら、業務の縮小、合理化ができるかどうか、今後検討したいと思う。ただ、今ということになると、まだ様子を見る必要があるのかなという感じである。

○緒方委員 地方だと賃料も安いので、コスト比較をすれば売却して借りた方がよい地域もあるかもしれないと思うので、よろしく願いしたい。

○河村総務課長 了解した。

○大西主査 5ページに関連してですが、コールセンターはさいたま市に移転して、首都圏支店事務所を本店事務所ビル内に収容したとあるが、本店の場所は文京区でないといけないのか。それが1点。

2点目は下にある比較ですが、保有の場合コストを比較された。単純に保有している自社物件と

賃借戸数のコストだけを比較すると、当然、賃借の方が高いが、売却をした場合の売却収入などを含めた総合的な検討を我々はイメージしているが、そういうことをされたのかどうかという2点。  
○河村総務課長 まず文京区でなければいけないのかどうかだが、本店というのは、主として首都圏に存在する金融機関との間の商品企画みたいなことを、主に顧客対応としてやらせていただいているので、23区内でも比較的金融機関が所在しているところに近いところになると、それほど西にいくわけにもいかないということで、文京区辺りであれば、地価水準がべらぼうに高いところでもないのでは、いいのではないかと考えている。

コスト比較の2つ目の御質問だが、やはり売却によって得られたキャッシュを有利子負債の削減に使うが、現在は低金利なので、金利がかさんでくれば大きくそこが効いてくると思う。また、都心の業務の中核地区以外のところの賃料水準は、それほどまだ高くないというコスト比較をすると、今のところ、コストとしては安定はしているが、所有していることのメリットの方が大きく出ているということ。

いろんなパターンで試算をしてみたが、概して、今のところ、そういう結果になっている。

○大西主査 そのコスト比較は、もしよろしければ、どういう比較をされたのか後で見せていただければと思う。非常に重要な検討だと思うし、そこで合理性がないのであれば、おっしゃるとおり移転する必要もない。

○岡本委員 5ページで、先ほども主査からも御質問があったが、コールセンターをさいたま市に移転して賃貸にして、首都圏支店事務所を本店事務所ビルに収容ということで、機動的な見直しをされたということは、これから、各独法にもこういうやり方もあるという1つのモデルケースではないかと思う。

そこで、首都圏支店事務所について、実際に払っていた家賃、仮に本店の事務所を民間に貸したとすれば、得られたであろう首都圏支店事務所相当の床から入ってくる賃料、さいたま市のコールセンターで支払っている家賃、その3つを数字で出していただいて、トータルとして、帰属家賃のことも考えた上で、機動的な見直しでこういう節減効果があったという数字を出していただければ、私どもも各独法に1つのモデルケースとして、いろいろ示しやすい感じがするものですから、それにも御協力いただければありがたいと思う。

宿舍の関係は、私も余り発言権がないが、都内の富ヶ谷宿舍や西が丘宿舍の容積率の利用率を見ると、それぞれ24%とか37%で非常に低い。統合すれば、1か所は売却して、1か所に集約などが十分できると思うし、ほかにも併せて集約化については、もっと積極的に御検討いただく余地があるのではないかなと思う。

その辺は、国交省として、機構を御指導いただくことが適当ではないかと思うが、いかがか。

○河村総務課長 最初の御質問の数字は、今、手元にないので、後ほどきちんとした数字をペーパーでお示したいと思う。

都内の宿舍の容積と建て替えのお話があったが、冒頭御説明で申し上げたように、比較的新しい宿舍が多いから、建て替え時期を迎えているものがほとんどないという状況である。

御指摘のように、将来的に容積との関係で集約化をすることは当然のことだと我々も考えているので、簿価との関係で壊してしまうコストと建て替えとの比較がいると思うが、その辺を比較検討した上で、なるべく早期に計画を立てさせるように指導してまいりたいと思う。

○岡本委員 富ヶ谷や西が丘は比較的新しいとおっしゃったが、いつごろ建てたものですか。例えば10年前とか20年前、15年前ぐらいでいいので教えてほしい。

○河村総務課長 約20年前である。1985年である。

○岡本委員 当時はアセット・マネジメントについて、余り考えていなかったということですね。

○河村総務課長 おっしゃるとおりである。

○岡本委員 そこは反省材料としなければいけない。

○河村総務課長 了解。

○大西主査 最後に確認だが、運動場については、保有持ち分が一部なので、他の公的金融機関が20年10月をめどに廃止ということで、趣旨としては、そこを踏まえて、基本的に売却整備等を一緒に検討していくというこでいいか。

○河村総務課長 三鷹市との関係があるので、さすがに売却を前提には、まだ議論ができていない。

○大西主査 なるほど。売却を含めて、方向を検討するということか。

○河村総務課長 広い観点から検討していきたいと思う。

○大西主査 これは繰り返しになるかもしれないが、宿舍等も色々見ると、例えば若松の宿舍などは利用率が高い。稼働率が高いが、非常に地価が高いところにあるものを動かすことによって、より経済合理性があるようなやり方があるのではないかという面を持って、是非もう一回見直していただきたい。ここだけ申し添えたいと思うがよろしいか。

○河村総務課長 了解。

○大西主査 それでは、本日のヒアリングは以上である。

(独立行政法人住宅金融支援機構関係者退室)

(独立行政法人雇用・能力開発機構関係者入室)

○大西主査 それでは、雇用・能力開発機構のヒアリングを始めさせていただきたい。

○姉崎課長 厚生労働省能力開発局総務課長の姉崎です。よろしく願いいたします。

資料3で御説明をさせていただきます。

最初に、ポリテクセンターと呼んでいる職業能力開発促進センターを何県かに1つ程度にまとめて集約することはできないかという論点である。

ポリテクセンターにおいては、離職者の早期再就職に向けての職業訓練を主たる業務として実施している。全国的な雇用のセーフティネットの役割を果たしているということで、全国どこの地域においても必要最低限の訓練機会を提供するというので、配置の考え方としては、各都道府県に最低1か所はなければいけないであろう。地域の実情・要望等を勘案して配置しているということで、北海道のように広いところとか、交通の便の悪いところには複数配置している。

したがって、何県かに1つと集約化することは、大変恐縮であるが、雇用のセーフティネットの役割を果たす観点からは難しいと考えている。

なお、ポリテクセンターについては、主にもものづくり分野を中心に、民間ではなかなかできない訓練を実施するというところでやっており、ホワイトカラー系というか、事務系については、施設内ではやらず、民間教育訓練機関に委託をして訓練を出している。

(参考) のところで、離職者訓練の就職率を書いている。

施設内訓練は81.6%ということで、高い就職実績を上げているところであり、今後とも就職率を高く維持していくというか、頑張っで離職者の再就職に結び付けていくことが重要であると思っでいるので、そういう意味での施設の有効活用の位置づけを図っていきたく思っでいる。

2 ページ。低層のものを高層に建替え、容積率が低いのではないかと御質問である。

今、申したように、能力開発施設は主にもものづくり分野の訓練を実施しており、大変大きな機械を実習場とかに入れて、大変重量がある。

また、機械を動かすと、騒音、振動などいろいろなことがあるので、基本的には実習場は平屋建てとか低層のものにせざるを得ないということである。

ポリテクセンター等の能力開発施設は、基本的には余り立地のよくない郊外等に設置していることが多いこともあり、一定の駐車場、職業能力開発大学校は新規高卒者を対象に技能者を養成するための訓練を実施しているが、こうしたところについては、運動場等を設けているということで、容積率が低い状況になっている。容積率についてはこういう状況であり、高層に建替えるのはなかなか難しいということである。

土地の有効利用等について、実はポリテクセンターについては、ほとんどが地方公共団体の借地の上に私どもが施設を建てているということで、土地は基本的に地方公共団体の土地を借りている形になっている。ここについても、細かい話だが、独法化以降、必要性が乏しくなっだ土地等については、とにかく土地の賃貸料を安くするためになるべく輪切りというか、細かい取組みだが、なるべく空いているところは地方公共団体に返すということで、取り組んでる。地道だが、こうした取組みを引き続きやっていきたいと思っでいる。

3 番目は、職員の宿舎である。

雇用・能力開発機構は、施設の数が多いのだが、実は7割強が職員の宿舎である。何で数が多いかというと、木造の戸建ての宿舎が大変多く存在している。

職員宿舎については、今後、職員数の大幅な削減を図っていくことにしているので、耐用年数が経過する木造の戸建てについては、現入居者が退居した時点で新規入居をやめ、早期に処分をしていくということで、現時点における見積りとしては、第2期中期目標期間が19年度～23年度までであるが、一応、独法設立時と比較して約370戸ぐらいの職員宿舎を処分できるだろうと見込んでおり、着実に宿舎については縮減、削減をしていきたいと思っでいる。

4 番目は、それぞれの施設の立地、配置の考え方である。

職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）は、離職者訓練等を中心に実施しているが、これは先ほど申したように、各都道府県に最低1か所を基本に、地域の実情を勘案し、配置しているところである。

職業能力開発大学校は、新規高卒者を対象として、専門課程2年、応用課程2年、合計4年の訓

練ということで、ものづくり立国を担う技能者の養成を行っている施設であるが、全国を10のブロックに分けて、各ブロックに1か所、大学校を配置するという考え方で配置をしている。

地域職業訓練センターは、中小企業労働者に対し職業訓練を行う事業主にその場を提供する。地方公共団体が地域住民に対していろいろな教育訓練を行う場として利用できる施設ということで設置をしているところであり、考え方としては、施設の有効活用が見込まれる一定規模以上の市又は市を中心とする労働市場圏ということになっている。

地域職業訓練センターについては、利用率が非常に良いところと悪いところがばらばらであるが、引き続きその利用率が高まるように努力をしていきたいと考えている。

以上である。

○緒方委員 職業能力開発促進センターの説明で、(参考)の就職率がある。平成18年度は、施設内で81.6%ということで、これは全部で何人ぐらいいるのか。

○姉崎課長 訓練生の数か。

○緒方委員 就職率がとてもいいのだが、計算の基となる人数はどれぐらいなのか。

○姉崎課長 18年度でいうと、全国で約13万人ぐらいの失業者の方の訓練を実施しており、そのうち、施設内の方が約3万3,000人。委託訓練で事務系で出しているものが約10万人になる。その施設内でものづくり系の訓練を受けた3万3,000人の方の就職率が81.6%で、事務系で委託訓練を受けた10万人の方の就職率が68.9%という状況になっている。

○緒方委員 最後の④にあった職業能力開発促進センター、職業能力開発大学校、職業訓練センターといったものは、ばらばらにあちこちにたくさんあるようだが、集約はできないのか。特に職業訓練センターは利用率が低いところがあるので、むしろ利用率の低いところは廃止をするなり、何かもっと有効活用できる方法が考えられないものか。利用率を上げるということは、存続させるために利用率を上げるのではなく、利用率が低いのだったら、それなりに存在意義は余り高くはないだろうから、廃止するなり、どこかと合併させるとか、考えられないものかどうかと思う。

宿舎が膨大にあるようだ。19年度～23年度の間で370戸処分をするということが、具体的にどここの物件を処分するかはわからぬようだが、これをしっかり着実に削減できる方法を検討しているのかどうか。スケジュールを前倒しで早めに、別に職員が入居しているからできないというのではなく、ある程度積極的に処分する方法が考えられないものかどうかお尋ねしたい。

○姉崎課長 職員宿舎だが、今、職員宿舎の全体の平均利用率が86.2%となっている。施設の売却は、耐用年数が到来する宿舎から順番に、とにかく入っている人も、そろそろ耐用年数なのでということも含めてやっていこうと思っている。

実は木造の宿舎が461ある。木造の場合は、耐用年数が22年となっており、雇用・能力開発機構の中期目標期間が23年度までだが、23年度までにこの22年の耐用年数が到達するところが300ぐらいあるので、基本的にはここからやっていく。施設ごとに耐用年数とかがみんなわかるので、こことここということで着実にやっていきたいと思う。

○水野課長 能力開発課長の水野である。

最初の御質問、職業能力開発促進センターや大学校、あるいは地域職業訓練センターといったも



のを統合できないかという御質問だが、御指摘のように、これらの施設は有効活用を図っていくことは大変重要であると思っている。

ただ、この3つの施設については、それぞれ設置目的あるいは役割が違っている。

職業能力開発促進センターは、先ほど総務課長の方から説明したように、主として離職者の訓練を実施している。

また、職業能力開発大学校は、高校を卒業された学卒者の訓練をしている。

一方、地域職業訓練センターは、雇用・能力開発機構が訓練をやる施設ではなく、事業主や事業者団体が自分のところの在職者を訓練する場所を貸すということで、それぞれ使い方なり目的が違っているため、これらを統合するのはなかなか難しいのではないかと思っている。

ただ、地域職業訓練センターは、資料にもあるように、利用率にかなり高低があるということであるが、こういう場所貸しの施設というか、事業主の方が自分のところの在職者の訓練をする場合に、いろんなニーズがあって、大きい部屋とか小さい部屋、あるいは機械が置いてある部屋、置いていない部屋など、いろんなタイプの部屋を用意しているのでも、いつもそれぞれの部屋が100%使われている状態をつくるのは難しく、どうしても利用率が低くなってしまうことがある。

もう一つは、利用率が低いところの状況を見ると、施設が老朽化しているとか、あるいはもともとつくったときは周りに会社があったが、その後会社が少なくなってしまったという例もある。

そういう状況をよく見て、更に有効活用の方策を検討していきたいと思っているが、もともと地域職業訓練センターというのは、地元の要望に基づいて設置をしたものであるのでも、地元ともよく御相談をしながら有効活用して、その上で、更にニーズがないのであれば、その先のことも検討していくことも必要かと思っている。

○翁委員 職業能力開発大学校については、この間会計検査院の指摘で、かなり就職率について問題があると指摘があったと承知している。

そういう観点から、ここの職業能力開発大学校そのものの設置を、資産の在り方も含めて見直す必要があるかと思っている。会計検査院の指摘を受け、今後どういうふうはこの職業能力開発大学校について見直していくつもりがあるかについて伺いたいと思う。

具体的に見ていっても、併設されている短期大学も含めて利用率が非常に低いところとか、かなり見受けられる。

このような意味からも、ここについては抜本的に10ブロックであるという設置の在り方も含めて、全国で幾つに集約するかということも含めて見直しをしていただきたいと思うが、前回の会計検査院の指摘を受けた上での見直しのお考えについて伺いたいのが1点である。

もう一つは、私もびっくりしたが、これだけ多くの木造宿舎をどういうふうにあセット・マネージメントされてきているのかということでも、今までどういう方針でやってこられ、今後、アセット・マネージメント部門とか管財部門はどういう体制でやっておられるのかを伺いたい。2割を超える削減で370戸程度書いておられるが、具体的にどういうふうに行っていくつもりなのか。これについては、是非書面で後ほどお出しいただきたいと思う。

最初の2点について、伺いたいと思う。

○水野課長 最初の総合大の件だが、御指摘の会計検査院の指摘については、たしか卒業生の就職先の業種を見ると、製造業関係のところ就職した卒業生が4割程度ということで、非常に少ないのではないかと。もともと総合大というのは、ものづくり系の職場で働く実践技術者を養成するところであるので、そういった観点から、そういう製造業に就職した人が少ないのではないかと御指摘であった。

ただ、この就職率も色々な見方があるわけである。

○翁委員 特に総合大の率が低い。

○水野課長 総合大の方は、職業能力開発施設の指導員を養成するところであり、その卒業生で指導員になった人が1割を切っているという御指摘であるが、これについては、最近公共職業能力施設というのは、機構でやっている部分と都道府県でやっている部分があるわけだが、機構の方については、御案内のとおり最近採用を非常に抑えており、それで指導員になる人が少なくなったということと、都道府県の方も、採用を抑えているということにより、指導員になる人が少なくなったということがある。

その一方で、民間の会社に行かれる方は非常に多い。会社の方からかなり求人が来ているということで、会社に行く方が多くなったために、指導員の方の割合が減ったということがある。

ただ、会社に行かれた方を見ても、会社の中で教育訓練の関係の仕事をする方も結構多いようであり、そういった意味では、総合大で学んだことが生かされているのではないかと考えている。

いずれにしても、指導員になる方が少なくなったことは事実であるので、そのところはやはり見直しをしていかなければいけないと思っており、今、機構の方で各都道府県なり、いろんなそういう訓練関係のところ将来の需要を聞いており、それに基づいて定員の見直しをすることにしていく。一応、今年度中に検討して、方向性を出していきたいと思っておる。その上で、この総合大の役割が適切に果たせるようにしていきたいと考えている。

○姉崎課長 職員宿舎の関係であるが、今の機構の職員が約4,000人で、宿舎に入っている人が3割ぐらいである。国家公務員の人宿舎の入居率が約4割であるので、大体国家公務員と同じかなと思う。

雇用・能力開発機構も全国転勤があり、国の並びということでやってきたので、全国転勤ということがあって、各地に宿舎をつくってきたということかと思う。

昔のものは戸建てが多かったが、その後は集合住宅的なもので対応してきているということである。

翁委員のアセット・マネジメントは、私も詳細は承知していないが、職業能力開発施設であれば、その施設を担当するセクションの人が、職員宿舎は宿舎で、また管理部門の人間がどうするかということで考えていくとか、こういうふうになっており、機構全体ですべての色々な施設のアセット・マネジメントというか、どこの県にうちの施設が何個あって、将来の設備の改修とかをどうしていくというのを全体にわたってだれかコントロールしている人がいるかということ、多分いなのではないかと思う。勿論、総務担当の理事は全部わかっているのかもしれないが、アセット・マネジメントという観点からみると、詳細は聞いてみないとわからないが、全体を統括していると

いう仕組みにはなっていないのではないかと推測される。また、書面で提出したいと思う。

○翁委員 先ほどの指導員の養成というのは、施設として使っているのは職業能力開発大学校の施設を使っているということ。そうだとすれば、定員の見直しということだけでなく、やはり全国 10 ブロック、短期大学校も含めて、そういった資産の見直しということにもつなげていただきたいと思う。

○水野課長 指導員の養成は、総合大 1 か所だけでやっており、大学校の方は、高校を出られた方が、ものづくり現場で実践技術者として働くための職業訓練をやっておるわけであり、それぞれ役割が違うということはあるが、いずれにしても、それぞれ定員の見直しをして、資産についてもきちんと有効活用してもらいたいと思っている。

○岡本委員 具体的にお伺いしたいのだが、鹿児島を例にとると、県庁所在都市の鹿児島市に鹿児島センターという職業能力開発促進センターが置いてある。

川内市に九州能開大附属の職業能力開発短大を置いている。

更に、川内市と周辺の町村等が合併し、名前が変わっているが、薩摩川内市。ここに川内地域職業訓練センターを置いている。

特に旧川内市と薩摩川内市の 2 つの案件を見ると、容積率の利用率が、短大が 9 %、職業訓練センターが 18 %と、土地の有効利用をどちらも、非常識と言っていいぐらいやっていないわけである。こうであれば、もともと川内の方で、先ほど集約化が難しいとおっしゃったが、それは要するに目的が違うから集約化が難しいというのは全く理屈になっていなくて、色々な目的が違うような施設がミックスされている方が、むしろ多様な職業訓練のコミュニティができるといったことで、先ほどの理由は余り納得できるものではない。少なくとも、こういうすぐ近くの旧川内市と薩摩川内市で 9 %、18 %という容積利用率のものを平気で立地させるというのはいかがなものかと思う。

もう一つ、立地選定ではいろいろお考えになっているとおっしゃっているが、鹿児島の中で、大隈半島側の方には何もないわけである。やるべきだと言っているわけではない。要するに、この種の労働圏の設定とか、その中でいろいろな職業訓練というのが、仮に国の仕事であるとするれば、その地域バランスというのは当然お考えになるべきで、例えば大隈半島の志布志の方の人がどうすればいいかということで、ひょっとしたら宮崎の都城辺りでやっているのかなと思ったら、都城にもない。

ということは、大隈半島というのは、職業訓練政策上は全くの空白地域であるではないか。もし、そういうことが平然とされているのであれば、最初の問いのお答えで、何県かに 1 つにまとめて集約できないか。各都道府県に最低 1 か所だということが基本だということをおっしゃっているが、そうであれば、むしろこの種の仕事は都道府県の業務だと思う。

その際、促進センターを軸にしながら、その県の中の労働圏をよく吟味をし、その中で職業訓練等に関する、より実践的な施設をどう配置するかということも都道府県にやらせればいい。こういう役割分担を国と地方公共団体でやるというのが、本来の姿だと思う。

この鹿児島の具体事例を見て、実に立地選定等の考え方についてどうも納得できない面があると思うが、いかがであるか。

○水野課長 御指摘の職業能力開発促進センターと地域職業訓練センターについては、先ほど御説明したように、設置目的が違う。それだけでは説明にならないということであるが、後者の地域職業訓練センターの方は、先ほど御説明したように、企業の在職者の方を企業が訓練する場合に、企業がお使いになる施設である。地元の御要望に基づいて設置をして、しかも運営費も地元の方で持っていていただいている。

そういうことで、基本的に地元の要望に基づいてつくるので、場所はなかなかこちらで決められないということがひとつある。ただ、その際、既存の機構の職業能力開発促進センター等の施設との競合は当然考慮はするが、そのところが十分ではなかったのかということかと思っている。

いずれにしても、ただ、職業能力開発促進センターの方は離職者訓練で、地域職業訓練センターの方は在職者訓練が中心であるので、そんなに競合することはないのではないかと思っている。

もう一つ、都道府県との役割分担であるが、それも当然考えていかなければならないと思っている。実は、都道府県の方でも、職業能力開発校という施設を持っている。ただし、これは離職者というよりは、むしろ学卒者の方。中学や高校を卒業された方を対象にして、1年なり2年の訓練をするというのが中心である。離職者とか在職者も若干やっているが、離職者の方は国がやっている方が圧倒的に多い。国がやっている部分は、先ほど御説明したように13万ぐらい。都道府県がやっている方が3万ぐらいということで、圧倒的に国の方が多いことがある。

あと、離職者訓練については、離職者の方の就職活動というのは、どうしても県内だけでは行われない。県域をまたいでやる。例えば神奈川県の方は東京に就職するということがあるわけであり、どうしても県域をまたがってやることが多い。

そうすると、離職者の訓練というのは、やはり求人者のニーズを踏まえてやらなければいけないので、全国的な求人者のニーズを踏まえていなければならないということがあって、なかなか1つの県の中で完結してやるのは難しいのではないかということで、全国的なネットワークに基づいて国がやらざるを得ないと考えている。

○岡本委員 そういったことを言い出すと、例えば救急医療などで何かあったときに、要するに県をまたいでやるのがなかなか難しいために、今、いろんな問題が起きている。ああいう業務も、国が独法をつくってやらなければいかぬということになるのではないか。

そうではなくて、今はもう情報化社会であるから、それぞれの県同士で、全国的な求人者のニーズをきちんと押さえて、その情報システム構築のようなところは、機構とか厚労省がやればよいと思う。

要するに、求人者のニーズが全国的なもので県をまたがるから、したがって独法なのだというのは、それは論理の飛躍がかなりあると思う。

先ほど、鹿児島のようなケースについて、ちょっと具体的なお答えがなかったのだが、このケースについてはいかがなのか。なぜ大隈半島の方にはなくて、川内エリアの方に集中しているのか。

○水野課長 鹿児島の方は、先ほど申し上げたように、地元の要望に基づいて地域職業訓練センターをつくったということがあるので、どうしても近いところにできてしまったということがあると思っている。

○岡本委員 だが、地元の要望に基づいてやらなければいかぬので、自分たちではどうにもならないということであれば、労働圏域はどうだとかこうだとかということとは関係なく、あくまでも地元が土地を提供して、地元の要望で運営費もそれなりに負担してということであるから、立地はそういう要因で決まるのだということであれば、政策は全くないではないか。

○水野課長 そこはそれだけで決まるのではなく、その周囲の公共職業能力開発施設の設置状況を踏まえてやるわけであるが、いずれにしても、鹿児島県のケースについては、利用が低いところはよくその原因を分析し、有効活用を図るようにする。その上で、それが更にニーズがないということであれば、その先のことも含めて検討はさせていただきたいと思う。

○姉崎課長 地域職業訓練センターとかは、地方自治体の要望があっても、当然、一定の規模ということでこちらで基準を設けているから、要望を出してきても、実際のところだめだということもある。地域職業訓練センターについては、実は自治体の土地の上に建物をつくって、それで運営を全部自治体に任せているので、かかった運営費は全部あなたのところで面倒を見なさいという形でやっている。

都道府県も能力開発機構もそれぞれ新規学卒者を対象として学校を持っているが、基本的には国とその各県で一般的には地域割りとかが当然のようにあって、こちらの方の地域は県立校で、こちらは国の方だと協議もしながら、実態的に地域分担のようなものもあって、やってきていると思われる。

なので、私も鹿児島県がどういう形になっているか詳細はわからないが、調べてみる。

あと、地域職業訓練センターについてだが、例えば、地域職業訓練センターを県が運営していたとして、その近くに市が立派な地域コミュニティセンターをつくった。そうすると、みんな地域コミュニティセンターの方に行ってしまう、こちらは閑古鳥が鳴くといったような事例があるようだ。市の地域コミュニティセンターでいろんなことができるのであれば、わざわざ地域職業訓練センターを持っている必要はないわけであるから、そういう場所については、自治体ともよく相談し、要は、利用率が低いところは利用率をきちんとあげなさい、自治体の方でどうしてもあげられなくて、向こうのコミュニティセンターを使ってもらおうと県が判断するのであれば、だったらやめようという話し合いになっていくのだと思う。

なので、個別のところについては、私どもも、そういう細かいところを一個ずつつぶしていくということをしていかなければいけないと思っている。

○岡本委員 それでは、鹿児島県をモデルに、要は国の、機構さんの方の職業訓練関連施設の立地と、町村の場合は多分ないと思うが、県、市などの地方公共団体の施設について、今、どういう配置になっているのか。それも建設年度がわかるように、離島部分も含めて出させていただきたいと思う。

○姉崎課長 了解した。

○岡本委員 それから、1点コメントを申し上げる。

求人者のニーズに応じて、部屋の使い方では使える部屋が限定されるがために、施設利用率がどうしても下がるのだとおっしゃったが、そういう発想は民間では基本的には通じない。民間でそんな

ことをやっている、会社がつぶれる。

そういうときは、やはり複数の求人者のニーズをうまくプログラム化をして、できるだけ 100% に近く利用してもらうように施設を運営するというのが民間の考え方である。そういうことができないとすれば、そういう施設はやめる。それが民間流に考えたアセット・マネージメントということであるということをよく理解しておいていただきたい。

○大西主査 簡単に 2 点コメントさせていただく。

1 つは、職員宿舎について 370 戸削減。ただ、うち 300 が耐用年数到来という話であるが、先ほど御説明があったとおり、何となく 1 戸ずつ木造で持っているというのは、極めて合理的ではないのかなと思う。むしろ、当然一瞬一瞬見れば 100% であるが、当然 1 つですと 100 の次に空白期間があつてということになると思うので、その場合は、逆に賃借の方が柔軟という考え方もある。

そこも含めて、やはり全般的に経済合理性を踏まえて見直しをしていただきたい。何となくこの耐用年数を前提にということだとすると、我々としては余り納得はできないと思っている。

2 点目は、もう何回も出ているお話であるが、職業能力開発促進センターと訓練センターは目的も違うというお話であるが、逆に運営費の節減ということからすると、地方公共団体もできるだけミニマムにしたいというニーズがあるので、そこはきちんと話し合いをして一緒にするとか、短期的にできるかどうかは別として、やはりそういう意味での合理化とか、そういうのもお考えになられたらいいのかなと思うので、よろしくお願ひしたい。

○姉崎課長 了解した。

○大西主査 それでは、以上でヒアリングを終わらせていただく。あと、今日、私どもの方から御提出をお願いしたもの、更に追加でコメントがある可能性がある、その節はよろしくお願ひしたい。

(独立行政法人雇用・能力開発機構関係者退室)

(独立行政法人国立青少年教育振興機構関係者入室)

○大西主査 それでは、独立行政法人国立青少年教育振興機構のヒアリングをさせていただきたい最初は 5 分ということで御説明をお願いしたいと思う。その後、御質問をさせていただく。

○安間課長 国立青少年教育振興機構である。

今般のヒアリングに際しては、3 点の御質問、論点をちょうだいしている。資料としては、後半に機構の概要等も付けているが、最初にこの質問についての回答を御説明申し上げたい。

まず資料①「利用率の低い青少年交流の家や青少年自然の家については、廃止・統合を含め、そのあり方を検討すべきではないか」という御質問をいただいた。この点については、内容を前段と後段に分けて御説明申し上げたいと思う。

まず後段の方、各施設の廃止・統合を含め、その在り方の検討であるが、この機構については昨年、皆様方の御理解または法律の改正も含めて、新たに機構という形で発足したわけであるが、その機構発足に先立って、当時の 3 法人の改革の方向性、この指摘事項を踏まえた見直しの中で、各地方拠点施設については、実施要件を基に有用性、有効性を検証して、現下の中期目標期間の終了時にその在り方を見直すことを公表している。

当然その中には、実際上の在り方を含めて、廃止や統合も選択肢の中に入ってくるものと思っ  
ているが、我々としては、今こういった方向性の基に従来の在り方を見直して、各施設、ややもす  
ると全国 28 あるが、ワン・オブ・ゼムという形があったが、これについてはそれぞれの施設の特  
徴化、個性化を図るという方向で、その事業内容等々の取組みを進めているところであるし、併せ  
まして、その情報の発信等々も行っているところである。

前段その利用率の高低ということがある。これもこれまでの施設の中には、もう既に御案内のと  
おり、かなり利用率が低いところもある。中には単に施設を使うというだけではなくて、利用率に  
現れてこない施設外でのキャンプ地での宿泊をするというようなこととか、または教育施設である  
から、必ずしも施設の定員をいっぱいにするということではなくて、教育的効果を考えて部屋割り  
ということがあるものだから、なかなか利用率の向上の中で制限はあるが、今般その機構という  
ことも踏まえ、さらなる利用率の向上に向けた取組み、具体的にはもっと従来のように、単に待つ  
ているというだけではなくて、具体的な営業というと語弊があるかもしれませんが、新たな利用者の  
開拓、または積極的な情報の発信といったことにも努めてまいりたいと思っている。

2 点目であるが、廃止・統合ができない場合であっても共同利用ということであるが、先ほど申  
上げたとおり、今般の特徴化、個性化ということを見据えた上では、廃止・統合はできないとい  
うことはあり得ない。我々としては、そういうことがないように鋭意努めてまいるところである。

今この御指摘では、現下において直ちに共同保有・共同利用ができないかという御指摘かと理解  
をしておるが、この点については、特色化・個性化ということは今、鋭意取り組んでいるところ  
である。そういったものと現下の取組みとの整合ということ、またこの施設自体が持っている規格・  
構造ということから、なかなか現実的ではないという思いである。

3 ページ目である。センターに付けるネーミングライツの売却ということの検討である。これに  
ついては独立行政法人の改革の中で、国費の投入割合の減ということも言われている。こういった  
面から、企業の協賛を得ることやホームページ等での広告等の収入の増大も検討しておるし、そ  
中の選択肢の 1 つとして、ネーミングライツについても検討項目として取り組んでいるところであ  
る。

ただ、実際にこのネーミングライツについて、この青少年教育施設としてのメリット、デメリッ  
トはどうなるかについても、今、精査をしているところである。

御質問については以上であるが、1 点、付言をさせていただきたいと思う。資料の 8 ページにも  
関係するが、今いらっしゃる先生方の前で申し上げるのも大変口幅ったいことであるが、こうい  
った非営利組織の場合、その存在意義というのは、やはり使命にあらうかと思っている。この機構の場  
合、その使命は何かというと、やはりその健全な青少年育成、しかもそれを効率的に果たすために  
非日常的な空間の中での教育訓練を行うことが非常に重要だと思う。そのためにこの施設が大変不  
可分であると思っている。

8 ページの保有状況のところをごらんいただけるとおり、各施設 28 をここに示しているが、ほ  
とんどの土地、ほとんどの施設が借地に立っている。要するにこの施設の持っている使命について、  
各自治体の御理解の下に、土地がないところということではなくて、自治体の御理解の下に借地の

上に建設をしているということですので、この事業については単に国がどうこうということではなくて、自治体との共同的な運営の下に行っているということについて、御理解を賜ればと申し上げる。

御質問の観点についての私どもからの冒頭の回答は、以上である。

○大西主査 それでは、私の方から御質問をさせていただくが、先ほどの話だと、利用率の低い青少年交流の家については、今後どういうふうにマーケティングをやるかを含めて、利用率の改善を図られるという話だったと思うが、これはある意味では、性質上はどうかかわからないが、その辺の利用率の向上もしくは民間に委託するとか、この利用率を高めるための民間の知見を利用したというようなやり方はいくらあるだろうか。

○安間課長 方策として、ともかくこの機構が誕生した経緯というのは、従来の国立施設という中で、言葉は悪いが負の側面というか非効率な面の在り方を反省した上で、民間的な経営思考、考え方を導入することもあるから、色々な面で民間的な考え方を取り入れていくことは十分あると思う。

この施設自体が施設の使命である教育研修施設であること。そのための事業と施設が不可分なものになるので、いわゆる上下分離の形、施設の運営だけをするというのは、必ずしもこの機構の持っている使命を果たす面からどうなるかという面については、少し検討を要する課題ではないかと思う。その民間的な思考を今まで以上に取り入れてまいりたいとは思っているし、実際にそういう取組みも進めている。

○緒方委員 青少年交流の家に対しては、特色化・個性化を図っていく取組み中なので、他の独法との共同利用はできないという御回答ですか。

○安間課長 はい。

○緒方委員 利用率が高いところは別にしても、稼働率の低いところはかなり低いのではないかと。例えば沖縄はどうなのか。こういったものについて、特色化・個性化を図って利用率を本当に上げる効果が出てくるのかどうか。その効果のないことにいたずらに時間を使って、処分するチャンスを逸してしまうとか、そういったことも考えるのではないかと思う。

特色化・個性化の取組みの中で共同利用は一切考えられないというのではなくて、その特色化・個性化の中で共同利用も一つの特色であり、個性化の実現もできるのではないかと思うが、お答えを伺うと、何一つ処分するつもりはないというふうに聞こえるが、いかがだろうか。

○安間課長 今、何点か御質問があったので、最後の点から申し上げると、何一つ処分するつもりはないと申し上げたつもりは全くない。冒頭申し上げたとおり、廃止・統合も含め、今はともかく法律の下、こういう機構ができましたけれども、この機構の施設の在り方については、在り方も含めて全体の見直しをすることも、これはコミットメントとして申し上げている。

概要としては、ともかく言葉として、同じコインの裏表と私たちは勝手に理解していて、廃止・統合がありきではない。むしろ廃止・統合ではなくて、各施設の必要性がちゃんと認められる方向にしていきたいというのが表である。

ただし、それは同じコインの裏として、それができないのであれば、国民の皆様方に対して、その施設を保有している必要性を理解していただくことはできないわけだから、それはそれとして当然のことながら、既決して、ここで言われているような方策は当然取っていくものであろうと思う。



機構というものが去年でき、それもこれまでの在り方ということ踏まえた上でできた。そして、今、新しい方向での取組みをしている最中であるので、その最中であって、また次に行きますと、要するにあれもこれもということになると、結果的にどれも全部できないという話になってしまうので、この機構ができたその方向性に基づいて、鋭意取り組ませているので、その取組みということに集中しているということが1点である。

沖縄という御指摘があった。確かにこの沖縄については、1つには先生も御案内かもしれないが、この沖縄自体が沖縄本島にあるわけではなく、沖縄本島からフェリーで1時間ぐらい行くところにある。そのフェリーの便も1日に2往復ぐらいしかないところがあるものだから、なかなか都会にあるようなものとは違うという面があって、その面もあるという認識はしていた。

一方で、この沖縄について申し上げますと、島の中にあるし、ラムサール条約の指定地域であるようなところでもあって、海が大変きれいで、利用者も宿泊施設で利用するというよりも、外でキャンプをして、ボート等を使ってやるというような形で、必ずしも利用率に上がってこないという面が一方ある。

そういった数字の面でのところもあるし、もう一方、そうは言ってもなかなか上がるのかという話があったが、これについては、今こういうこともしております。実はこの沖縄は県内に県の公立の青少年の施設を5つぐらい持っている。その中には石垣島にあるようなものもある。

こういった施設は、沖縄ではそれなりの稼働率もあるし、そういった沖縄県での県の取組み、また、沖縄県としての取組みと国立の沖縄の家との交流、相互作用みたいなものも補完しながら、全体としてWin-Winというか、お互いの利用率が上がって、結果的に今までとは違ったような方策、従来のような事業展開をしていって、そのために何かするということではなくて、新しい公立との連携とかいうことも踏まえながら、利用率の向上も図っていきたいと思っているし、そういう取組みも進めているところである。

○翁委員　そもそも論になるが、青少年が一定期間こういったところで体験をするということ自体は意味のあることなのかもしれないが、それを国が独法の資産を使ってやるということについて、どの程度の統計的に有意な効果が意義があるのかについては、私自身はまだ疑問を持っている。

ただ、ここは資産債務の議論なので、そこはあえて触れないとしても、それでもかなり今、地方自治体とかいったところがこういうプログラムを組んで、安価な民宿などを使って体験をさせるというプログラムは幾らでもある。

実際にきめ細かく地方自治体が近隣地域でこういった施設を使ってどういうことをやっているのかとか、今回、青年の家と少年の家が統合してこういう形になったわけだから、近くに2つの施設があるようなところもあるし、そういったところをきめ細かく見ていただいて、不要なものは廃止していくという具体的なプログラムを是非つくっていただきたいと思いますと思う。

○安間課長　御指摘は承るし、先生方からも、御指摘も受けておるので、我々としても十分認識をしている。

ただ、1点付言させていただくと、民間でもさまざまな取組みがなされているという御指摘もある。まさにそのとおりだと私たちも認識しているし、そういった中で、独法としての機構が何をす

るのかは、不断にみんなが承知していないといけない。

ある意味、今回のこの機構が発足した際に、いろいろな御指摘を踏まえて、事業内容の整理をいたした。従来はややもすると民間でもできるようなレベル、または期間、内容といったものを行っているにもかかわらず、なかなか参加人数もない。

それは逆に言うと、運営するスタッフに対して、そのサービスとかに対する国民的な視野に立った、利用者側に立ったような対応はないので、結果的に利用率も上がらないし、やっているものも民間と変わらないという御指摘もあって、そこら辺については大いに反省をしたところである。

今般この機構をするに当たって、その事業内容についても、先導的、先進的またはモデル的な事業、要するに民間ではまだなし得ないような事業にできるだけ特化をする。時代が変わってくると、今まで先進的なものがどんどん民間市場に入ることもあろうかと思う。

幸い民間でもさまざまということの御指摘もあったし、そう思っているが、我々は自画自賛かもしれないが、こういった独法、昔の国立の段階でもそうだが、そういった面におけるさまざまな取り組み。こういったものの積重ね、実績が広がって、ある意味市場がつけられ、民間がそういうところにどんどん算入されてきた。だから、そういったところは、国はどんどん民間にお任せをする。

一方で、こういった社会の構造化・複雑化みたいなことになりますと、青少年を取り巻く課題はまたどんどん複雑化、多様化してまいるので、そういった面に特化したようなことをやっていく

ということは、官と民との役割分担は不可欠だと思うし、民間とりわけアメリカなどでも言っているが、アメリカの3M社。10年後の製品は現代の製品ラインに乗っている製品の80%以上が全く違うものにするのだという形で、それをモットーに進めている。そういうのがビジョナリーカンパニーだという話もあるが、そこまでいかないまでも、常に事業について10年ずっと同じことをやっているのではなくて、社会との関係、民間の動向を踏まえた上での開発はやっていく。

その中に28の施設の個性化。もっと言うと、個性化の裏側には、その施設間での競争ということも当然入ってまいると思う。今までのように、この施設の中でも護送船団的な考えではなくて、施設の持ち場を踏まえた在り方をやっていきたい。その成果の在り方をちゃんと検証し、それが十分に上がっていないのであれば、しかるべき対応を取っていかざるを得ないというのが基本的な考え方である。

○岡本委員 私の子どもたちから、この種の施設を利用したという話を聞いたことがないものだから実感がわからないが、ホテルの稼働率の目標は大体70~75%ぐらいで設定するわけである。60%ぐらいが採算ラインぎりぎりかなということで、そういうような稼働率目標などをしっかり立てておかないと、金融機関はまずお金を貸してくれないから、金融機関の注文で、そこらはかなり厳密な精査が求められる世界です。特に不動産の証券化のようなことの中では、投資家もそういうところはしっかり見るような世界である。

必ずしも稼働率は高くないようであるが、稼働率が採算ラインを下回るようであれば、民間ではとてもでないがもたない。よく経営されているなど逆に関心をするが、経営上、どんなからくりでこういうのがもつのだろうかということが疑問の1点。

いろいろとお伺いしていると、抽象論的には国が直轄で自らの事業としてやっていたことを、民

間的なことも取り入れて何とか合理化するのだということで、独法として新たな道を踏み出しているんだという意気込みはわかりましたが、各青少年交流の家とか、自然の何とかということの単位で、より具体的なものをお示しいただかないと我々も判断のしようがないのかなという感じがする。

基本的に私はこういった利用率であれば、青少年交流の家ということで、国の青少年育成政策の観点からこうなのだということで目的を限定して、だから他の用途ではできないとか、そういうつくりをしているから現実的ではないとか、そうおっしゃらないで、むしろ民間的考え方で物を考えるとすれば、全く逆転の発想で、むしろ一般的施設にしてしまう。その中で青少年の育成に関わるような利用団体については優先枠を設けるとか、あるいはしっかり利用してくれれば、例えばマイレージのようなものをつくって料金を下げるとか、もうちょっと民間の経営的な感じで、事業の枠組みそのものを変えた方がいいと思う。

だから、青少年育成政策のしがらみにとらわれ過ぎると、どこまで行っても堂々めぐりをするような気がする。後半は感想だから、お答えは要りません。前半の疑問をお答えいただきたい。なぜそういうことで経営が成り立つのか。

○安間課長 それはまさに国費を投入していただいて、運営費交付金として実際にやっていただいているので、いわゆる独立採算というか自己収入だけでは到底回らない。自己収入も取ってあるが、それは全体からすると微々たるもので、毎年、国費から運営費交付金として税金の投入をいただいているからというのがまさに回答である。

ただ、その利用率の話を申し上げると、先ほども話をいたしたが、議論は若干、二律背反みたいなところも出るが、利用率を上げるという、民間の方と違って、例えば先ほども申し上げたが、具体例を申し上げますと、例えば学校で60人の利用があった。2クラスで30人、30人といった場合に、普通ですとこちらに20人の部屋があった。

そうすると、20人の部屋は3つで済む。ところが2クラスなものだから、教育的な効果を考えた場合に、クラスとしてのまとまりを考えて、そうすると1つのクラスごとに分けたい。1つの宿泊施設の場合、2つのクラスが入るようなことはできるだけ避けて、結果的に3部屋を済むところを4部屋に分けて宿泊をさせることもあったりする。そうすると、当然稼働率が下がりもする。

一方で、先ほども申し上げたが、宿泊したときに宿泊棟を必ず使っていただければいいが、そうではなくて、屋外のキャンプ場にテントを張って、そこで寝泊りをするとか、また野外の活動でずっと夜空の星を見るとかいうようなこともあって、それは宿泊等を使った数字で出てこないというような要素もある。

○岡本委員 民間で経営する場合は、そういうことは当然、前提条件なのです。考えておかなければならない。だから、そういうことがいろいろと起こるので利用率が低下しますというのは、おっしゃったとおりの言い訳以上の何ものでもないわけで、そういうことはもう前提条件で当然、織り込まなければいけない話。そういう意味で言うと、独法でできないのであれば、むしろ民間にやっていただくのが筋ではないか。

○安間課長 先ほども申し上げたが、そういった面もあるが、もっと大きいのは、そもそも従来の国立のときからの感じで、要するに待ちの経営というか、何も営業的なことをしなくて、いいこと

をやっている自然に来るだろうというような感じがあるというのは、あり得ないところである。

ですから、ともかく新規の開拓、またはもっと成果の発信みたいなことも含めて、利用率の向上については、取り組んでいるところであり、御指摘がある民間的な思考なり考え方というものは、これから取り入れていかなければならない。

そうでなければ、国立の施設から独立行政法人になった、機構という形で新たに発足した意味がないわけなので、そこら辺については十分認識はしている。

○大西主査 私も御説明を聞いて、お考えになられているスタンスが違うのかなという感じを持った。要するに、先ほど3Mの例をとらえたもので、あれは事業会社はおっしゃるとおりなのだが、やはり国もしくは独法がやる以上は、国民にニーズがないものをやらないという決断があるわけで、常に事業として永遠にとにかく生きていくのだという発想ではなくて、国は補充的にやるというスタンスで、本当に必要かというところがこの独立行政法人はあるのかなと思う。

その上で、仮に必要だったとしても、さっき岡本委員がおっしゃられたように、また私も申し上げたように、民間に委託する、もしくは売却して一部を借りるとか、本当にできないのかどうか。

特に民間、例えば塾とかそういう教育施設でも、そういうところの体験をやるツアーとか、いろいろと似たようなことはあって、これは本当に阻害されるのか。御説明を聞くだけでは、一緒にやると教育効果がないというのはどうなのか。むしろ、そういう違いはそんなにはないのではないかと思うので、そういうのを踏まえて、抜本的にもう一度お考えいただきたい。資産債務の関係以外の話もあるが、よろしくお願ひしたい。

それでは、時間ですので、ヒアリングは以上させていただく。また私どもの方でコメントをさせていただくこともあるので、そのときにはお答えをよろしくお願ひをする。

(独立行政法人国立青少年教育振興機構関係者退室)

(独立行政法人国際協力機構関係者入室)

○大西主査 これより、国際協力機構のヒアリングをさせていただく。本日は、お忙しい中、御出席いただき、ありがたく思う。私は、進行を務めさせていただく大西である。よろしくお願ひしたい。

それでは、まず、御提出いただいた資料に沿い、10分以内に手短かに御説明いただき、その上で御質問させていただきたい。よろしくお願ひしたい。

○廣木参事官 外務省の廣木である。よろしくお願ひしたい。

お手元にお配りした「資産債務改革（国際協力機構：JICA）」に基づいて説明させていただく。

1 ページ目、JICAの位置づけと書いてある。JICAは、我が国が行う政府開発援助のうち、技術協力の実施機関である。

環境、感染症と平和構築等の活動を行っている。具体的には、吹き出しにある技術協力として、専門家の派遣 5,675 名、研修員受入れ 11,042 名、国民等の協力活動すなわち青年海外協力隊等ボランティア派遣 5,812 名が 2006 年度実績である。ほかにODAで外務省が実施している無償資金協力、それから円借款をJBICが行っている。この3つの援助手法が来年の10月に統合されて

新 J I C A になる予定である。

2 ページ目、J I C A の大事な機能として研修がある。これは国際約束に基づいて研修事業実施しており、J I C A が有している国内各地の機関なしでは J I C A の研修事業はなり立たないと認識している。

第 1 に、海外の政府関係者に対する研修のための施設であり、開発途上国の国づくりを担う政府関係者を対象としている。そういった方々がしっかりと 2 か月の研修を集中して行えるような設備が必要であり、中には図書館、学習室、コンピュータ室が完備されている。また、宗教的配慮のできるような食事のサービスやお祈り場所等も設置されている。健康管理の面から、感染症対策等、保健所との連絡関係も必要な作業である。

それに加え、国内機関では、地方の国際化の拠点という役割も担っている。国際化の発信基地として、研修員に対して知識を移転するのみならず、研修員からそれぞれの国についての情勢を地域に移転する場でもある。最近、地方では国際化に向けていろいろな努力をしているが、そういった市民社会との連携といったことには強い期待もあり、具体的に進めているところである。

3 ページについて、国内機関は各地にあるが、それぞれ特色を持って取り組んでいる。例えば札幌にある機関は北海道にあるので、開拓の歴史を生かした研修、地域開発などを中心に実施している。例えば、帯広では、畜産大学があるので、畜産関係の研修を多く実施しており、筑波には、畑や農場が周りにあり、農業農村開発の研修を行っている。

また、東京は、ガバナンス、障害者支援、ジェンダー等の研修を実施しており、広尾にあるセンターは、研修ではなく、N G O、自治体等を始めとする市民参加による国際協力の拠点と位置づけられ、各種セミナーあるいはいろいろな開発協力の事業を進めている。横浜は移住者・日系人支援、運輸交通、水産の関係の研修、中部は産業技術、大阪では法・司法、中小企業育成、裾野産業育成、沖縄では I T、兵庫では防災、中国地方では平和構築と教育、九州では環境といったように、それぞれ地元の自治体、大学、事業等々と連携して、特色のある研修コースをつくっている。

4 ページ目、国内機関の利用状況とコスト比較、いずれの国内機関も高い稼働率や 6 割～7 割を維持している。滞在コストはホテルに比べると相当安くなっている。表があるが、東京国際センター、大阪国際センターとも一泊当たりの滞在コストは、ランニングコストでは 3,000 円程度である。総合コストとして、ランニングコストに更に減価償却等々を加えたコストでも 4,000 円～5,000 円であり、比較的隣のホテルないしは国家公務員の内国出張宿泊料に比べて安い値段で泊まれるように努めている。それから、土地の評価額との見合いであるが、東京・大阪についてそれぞれ試算してみたところ、やはり路線価が非常に高いことから、それぞれ 54 億円、12 億円という数字が出ている。想定であるが、解体費用がそれぞれ約 4 億、3 億であるため、売却想定額がそれぞれ 50 億円、9 億円といった数字になるかと思われる。

現在ある施設は、先ほども申し上げたように、非常に大事な研修の機関であるが、再移転させるとして、どこかに同じようなものをつくるとした場合には、再調達価格を計算すると、それぞれ 30 億円と 47 億円もかかることになる。東京のセンターは、85 年築であり、比較的前につくられた施設なので、大分安くはなっているが、大阪のセンターは 94 年築であり、バブルの後であるが、バ

リアフリー等の機能を備えた施設であり、47億円となっている。

部屋数は東京の方が多く、新たにつくるとなると、東京センターが30億で済むかどうか、私どもとしても分かりかねているところである。

なお、東京のホテルの購入価格については、いずれも東京センターより相当小さい規模のものであるが、新宿にあるスターホテル東京が72億円、茅場町にあるパールホテルが約31億円であったとホームページで出ていたので、参考までに書いてある。

5ページについて、これだけ多くの国内機関を集約化できないのかという点について、緒方理事長の下、JICAは積極的に改革を進めている。その一つが国内機関の改革である。

第三者として、日本興業銀行の経営研究部が独立して設立された㈱日本経営システムに「国内機関の総合的あり方調査」を平成16年度に委託した結果によれば、4つ目の●の「提言」のとおり、首都圏国内機関の効率的活用のため、八王子国際センターの閉鎖及び広尾センターの機能見直しという提言をいただいた。

これを受けて、JICAの改革プランとして、緒方プラン第2弾を平成17年3月に策定した。

中身は八王子国際センターを廃止すること、広尾センターについて、それまでは青年海外協力隊の研修に使っていたが、場所柄を踏まえ、地方自治体を始めとする市民参加による国際協力の拠点「地球ひろば」として改編することになった。八王子国際センターは、既に事業を止めており、現在、売却交渉の途中である。

広尾センターは新しく「地球ひろば」となり、18年～19年の上半期まで順調に利用者が伸びている。アクセスの良さが重要だと私どもは認識している。

論点の②-2について、国や他の独法の研修・教育施設との共同利用に向けて、各地の施設を調べた。比較的似たものが青少年総合センター関連の施設であるが、いずれも個室がない施設であり、図書資料室やコンピュータ室もなく、食事やお祈り場所等の宗教上の配慮もされていないところが多いといった難点がある。また、東京の場合は、外国語対応が可能であるが、地方では外国語対応の可能なスタッフも配置されていない。こういった事情により、私どもの方で利用させていただくには、何かと制約があろうかと思われる。

国立オリンピック記念青少年総合センターは個室があるものの、個室棟の定員は200名に過ぎず、東京国際センターだけでも446室の個室で研修を進めていることから、やや手狭ではないかと考えられる。

7ページの論点②-3について、容積率に対する利用率が50%未満の施設のは、ボランティア派遣のための訓練施設で5%と11%となっており、非常に低くなっている。しかし、これらはバイクの運転や鶏のさばき方などを教える場所であり、広々とした場所で訓練を行う必要がある。筑波も25%であるが、これは周りに実習棟があり、灌漑の排水実習棟、農業機械実習棟、野菜実習棟、稲作実習棟、そのほか温室、網室、畑、水田等が利用率に含まれないことから、こういった低い数字となっている。

また、研修員のための設備として、2か月近く研修生がいることから、若干の運動設備が設置されている。そのため、札幌、九州では48%、42%と、やや50%より低くなっている。

なお、沖縄の場合は、土地が非常に複雑な形状で、標高差が 30 メートルある。写真が右下にあるが、斜面が敷地内に多く、管理棟から研修棟、研修棟から宿泊棟、宿泊棟から体育関係の施設に移るために、いちいち坂を上がったたり、下がったりしなければならず、土地の効果的な利用という意味では限度かと思われる。

論点③-1、2について、ボリビアの農業総合試験場及びパラグアイの農業総合試験場はともに相手国側に 2010 年 3 月に譲渡する予定である。

これらの施設は日系の移住者が多かったという経緯により、農業経営の安定化支援のためにつくった施設であるが、非常に先方政府から喜ばれており、営農技術指導の結果、例えば、ボリビアでは 2 移住地の農家約 500 戸で米や鶏卵、大豆、小麦などの生産量はボリビア国内生産の 1～3 割を占めるようになっている。パラグアイでも、トマトやメロンの初の商業登録品種が育成されたりするなど、現地の方々から大変に有益な試験場だといわれている。ただし、いずれも 2010 年 3 月にパラグアイ及びボリビア側に譲渡予定である。

保養所について、現在、JICA は、リゾートマンションを 3 室持っている。これは区分所有であるが、現在の中期計画期間中、つまり、平成 19～23 年度の間に売却すべく、労働組合に対しても働きかけをする。

なお、職員住宅については、一部住宅を処分予定と書いているが、現在、201 戸を所有している。千代田区、港区、中央区、都心 3 区にはないが、23 区内には 53 戸ある。職員全員が開発途上地域を含め転勤が頻繁にあることや帰任等に伴い住居の確保が困難な職員がいることを踏まえ、最低限の住戸を保有しておく必要はあるが、これも現在の中期計画の下、利用頻度、築年数、維持経費の観点から一部住宅の処分を検討している。

駆け足になったが、以上である。よろしくお願ひしたい。

○大西主査 どうもありがとうございました。それでは、私どもの方から御質問をさせていただきます。

○翁委員 市ヶ谷にある国際協力総合研修所、箱根研修所については、今後、どういった考えにより対応するのか。

○廣木参事官 市ヶ谷にある研修所は、国総研と呼ばれるが、研究ないしはハイレベルでの研修、つまり他のセンターで行っているような単なる技術指導ではない研修を多く実施している。

講師の方々が中央官庁の職員であったり、東大等の都内の主要大学の先生方であったり、あるいは国会の関係者、マスコミの方々であることも多いため、交通の便の良い市ヶ谷に置かれている。図書館の機能も他のセンターに比べて格段に充実したものであり、ある意味では、センター・オブ・エクセレンスという形で使われている。また、国際会議も頻繁に開催されているが、ここだけは同時通訳の施設も備えられている。土地の評価額と新センターと同じものをつくった場合のコスト比較も行ったが、売却額から撤去費用を控除すると、再調達価格の方が上回る結果になっている。

○翁委員 箱根研修所についてはどうなっているのか。

○廣木参事官 箱根は、職員の研修施設である。これは職員が職務上必要な各種の研修を実施しているが、研修室が 2 部屋、宿泊室が 10 部屋あり、総定員は 38 である。季節により変動があるが、多いときで 60%を超える利用状況である。

具体的には、課長クラスである新任のチーム長の研修、開発課題・分野、例えば教育、保健、貧困削減等のタスクフォースの研修会・勉強会用に使っている。

また、途上国で実践するための、参加型の村落開発の手法の開発のためのワークショップ等にも使われている。

○翁委員 特に箱根の研修所については、自前で箱根に持っていなくても、例えば、ほかの研修施設を借りるといった方法で対応できるのではないかと思われるが、何か検討しているのか。

○廣木参事官 現時点で、具体的な検討には入っていないが、当然国内の諸機関の見直しは常に考えている。様々な評価委員会の御意見も伺いながら、どういった有効活用していくかについては、これからも検討していかなければならない課題であると考えている。

○緒方委員 今日、説明いただいた資料の4ページの価格の比較について、これは質問ではなく私の意見である。土地の評価額は路線価となっている一方、ホテルの購入価格は投資法人が市場価格で取引をする価格であり、価格のレベルが違うことから、価格だけを見ても、比較はできないのではないか。

すなわち、路線価は平成18年1月1日時点の路線価で54億であるが、今年の平成19年1月1日時点の路線価では、66億800万ぐらいになるので、相当上がっているかと思われる。

一方、東京のホテルの購入価格は平成19年9月27日時点であり、路線価54億とホテルの購入価格を比較するに当たっては、価格時点が違うことから、さほど参考になるものでもないかと思われる。これは感想である。

質問であるが、例えば、横浜センターと東京センター、あるいは、大阪センターと兵庫国際センターについては、地域的にも近いものであり、集約することはできないのか。

また、広尾センターは築42年という大変に古い施設であり、むしろここで活用するというよりは、極めて地域の品位名声の高いところであるので、土地価格も高いことを踏まえ、何らかの処分を考える方がスリム化には役に立つのではないか。

それから、宿舎を見ると、数多くのワンルームマンションを持っており、八王子をはじめ方々に小さなマンションがある。八王子のセンターを廃止することであるが、廃止した後、八王子のワンルームマンションはどのようにするつもりなのか。

本日、日本学生支援機構のヒアリングの際に、日本学生支援機構も八王子のJICAの持っているワンルームマンションを検討したが、駅から遠いのでやめたと回答していた。八王子のワンルームマンションがどこにあるは分からないが、どのように処分するつもりなのか。

他にもワンルームマンションあるいは宿舎が数多くあるが、本当にこれらが必要なのか。今、民間のマンションも供給が多く、借りやすいので、むしろこの際に見直しを行い、民間のマンションを借り上げることも可能ではないかと考えている。

なお、箱根研修所については、翁委員と同じ考え方である。

○廣木参事官 国内機関の整理統合については、基本的には、次のように考えている。

まず1点目は、各センターが特色のある研修を行っている。実習などを通じて、地元との結び付きの強い研修をやっており、各地に存在するのは、研修の中身に合った理由があることを御理解い



ただきたい。各センターとも入館率が高く、比較的よく利用されているところだけが残っている。というのも、緒方理事長の下、第三者による見直しを行い、現在も整理統合が進行中である。よって、入館率も含めて、各センターとも相当気合いが入っており、効率的な運営に努めているということである。

なお、土地の評価額は高く、新センター設置には同等以上のコストがかかるという私の説明については、当然のことながらセンターの変動をする上、再調達価格も1つの目安にしか過ぎないので、これをもって、絶対的に建てられる、建てられないということにはならないということは、十分に承知している。

広尾のセンターについての御指摘であるが、ここはNGOの連携、開発教育、ODA広報の拠点として使っている。したがって、人の集まりやすさが大事な場所である。

昨年設置されたばかりであるが、順調に利用者数が増加している。昨年度実績の内訳を調べたところ、体験ゾーンとセミナーゾーンそれぞれ2万3,000人と4万3,000人であった。体験ゾーンは展示の場所であるが、交通の便が良いことが必須であり、通りかかったから立ち寄ったという方もいらっしゃるであろう。

セミナーゾーンでは、イベント、セミナー等を行っている。勿論、NGOが主催しているケースもあれば、在京の大使館が利用しているケースもある。いずれも集客を期待したものが多い。NGO同士の、自分たちの啓発活動のためのセミナーもあるが、場所柄、そういったものは、どこか公民館で実施すれば済む話ではあるが、あえて広尾に来て是非やらせてくれと頼んでおられるものは、アフリカ関係のものを紹介して、国民の多くに参加してもらいたいという趣旨のセミナーやイベントである。

在京の大使館にも積極的にこういったイベントに関与していただいているため、交通の便が悪くなると、大使館も二の足を踏むことになるのではないかという懸念も持っている。

八王子のマンションについては、家族寮が多いものの、単身用のものも含まれている。八王子に多いのは、本部のある新宿への交通が良いからである。しかし、緒方委員から御指摘のとおり、単身者マンションについては借上げでいいのではないかという御意見には同感であり、今、内部で作業を進めさせている。

維持管理費との見合いではあるが、単身用は比較的マーケットに数多く出ている一方、家族用は余り出ていない。したがって、単身用を中心に借上げの方に移行することは非常に合理的な選択であると思っている。今後、中期計画の下、30戸程度減らすという計画を実行してまいりたい。

○岡本委員 広尾のセンターについては、私も緒方委員と全く同じ意見であり、これだけブランド性の高いエリアに、このセンターを置いておく必要があるのか。資料5-1の5ページを見ると、広尾センターの利用者数は年々増えており、大変結構なことであるが、広尾センターはずっと前からあるのか。

○廣木参事官 去年である。

○岡本委員 去年、新しくつくったのか。

○佐渡島 JICA 総務部長 建物は前からあった。

○岡本委員 要するに、アクセスが良いから増えているわけではなく、やることのコンセプトをしっかりつくったから人が来るようになってきているということではないか。広尾だから人が来るといったことではなく、むしろ、広尾にあるこういったセンターでだれが何をやるかということが、重要である。例えば、緒方理事長が少しお話しするといったら、わっと人が集まる。そういうことではないかと思う。そういった意味では、広尾センターについては、機能がもし必要であれば、どこかに移転して売却してはどうか。これだけの人が来ているのだから、多分、機能としては必要なだろう。そのときに、例えば、外務省のように国家戦略的な立場で考えるべき役所であれば、やはり、成田国際空港のようなものが持つ意味についてもお考えいただきたい。例えば、成田のニュータウンや千葉ニュータウン等のセンターエリアに広尾センターの代わりとなる同様の機能を果たす施設を移転させる。例えば、シンガポールでは、トランジット客の乗換えまでに4時間くらいかかるとすれば、その間にショートトリップに行ってもらい、シンガポールの良いところを少し見てもらい、今度は本格的なツアーで来ようという気になってもらおうじゃないか、という観光政策を行っていると聞いている。これを少し参考として、佐原市などの成田の周辺でもそういった実験的な試みを行い、NPOの方々が活躍されている例もある。

したがって、ODAがどの程度役に立っているのかPRをする広尾センターの機能を、例えば、成田のトランジット客のショートトリップのプログラムに組み入れて積極的に見てもらうといった、総合的な戦略の中で立地を考えることが、外務省の大変に重要な使命ではないかと思う。観光政策とも関わる。

マンションについては、よくこれだけ器用に部屋を続けて買ったものだと思うが、これは新築を買ったのか、あるいは中古で出ているのを買ったのか。

○廣木参事官 広尾センターについては、去年の4月オープンである。以前は、青年海外協力隊の研修所であった。入館者数はそれなりに増えているが、私どもはこれに満足しているわけではなく、日本のODAをもっと国民に知っていただくため、いろいろな活動をセンターの方で行っている。

その一環として、例えば、「文化芸術シルクロードの中心地ウズベキスタン」といった企画、「もっともっとアフリカを知りたい」という企画、「ボスニアから世界へ」といった非常にタイムリーな企画を行っており、できるだけ多くの人にセンターに来てもらい、またODAのことを知っていただくよう努力している。

よって、ご指摘のとおり、どのような企画を行うかで人を引き寄せるべき点という点は、そのとおりであるが、それにプラスして、やはり交通の便もこういった形のイベントセミナーを実施する上では必要であると思っている。もちろん、広尾だけが日本中で一番人を集客する場所とは思っていないが、それ以外の場所に仮に移転するとしても、できるだけ集客力の大きいところという観点になるので、必然的にほかの商業施設とも競合することとなることから、単にセンターをつくるよりはコストの高いところにつくらざるを得ないかと思われる。

マンションが新築か否かについては、追って回答させていただく。

○岡本委員 こういったマンションの形で職員住宅についてアセットを組んでしまうと、結局、後々処分するとき、かなり帳簿価格を下回って処分することになるのではないか。これは balan

シート上、余り良くないので、通常は賃貸マンションの一棟借り等の賃貸を組む方が、恐らく経営上もよろしいのではないかと。すぐには難しいのかもしれないが、中長期的には、そのようにアセットの組み方を変えた方が良いのではないかと。マンションの場合、結構、値崩れするものである。新築か中古か知らないが、これだけまとめて買えるということは、デベロッパーサイドの方と事前にかなり早い段階から話をしていたか、あるいは売れ残りが結構あり、まとめて買うことができたか、どちらかだと思う。

よって、買ったときの値段も、それなりに奮発して買ったのではないかとという疑いもある。また、後々の建替えの際にも、結構大きな役割を負わされることも考えられる。そういった余分なコストも将来かかるので、これらを総合的に考えて、中長期の中で検討してはどうか。

○廣木参事官 大変貴重な御意見として承りたい。

○大西主査 最後に私の方から幾つか質問させていただく。

まず、4ページの東京国際センターについては、路線価の時点の問題は別として、売却総額が50億円、最低調達価格が30億円となっている。これは、売却した方が合理的であるということか。この比較によって、どういった結論が得られ、何が分かるのか。

また、広尾センターについて、各委員からご指摘のとおりかと思われる。利用者が増えていることは大変に結構であるが、ただ、同じ目的を達成するにしても、広尾という場所は、23区内でもかなり地価の高い方ではないかと思われる。

例えば、山の手線内でも、広尾よりも地価が半分以下の場所もある。そういったところでも、同じような目的を十分達せられるのではないかと。そういった意味では、抜本的に御検討いただきたい。

また、先ほど翁委員の質問において、研修所について、十分に売却コストを比較したとのことであったが、業務が全くできないような状況は別として、多少利便性を落としたとしてもある程度やっつけられるようなエリアで、再調達もしくは借りるとした場合に、経済合理性があるかについて、比較検討をしていただいているのかについても確認させていただきたいので、そのような視点も含めて、これについては是非とも、計算結果をお示しいただきたい。

細かい点ではあるが、保養所などの利用率が10%以下のものについても、大した売却額にはならないのだが、整理する方針なのかどうかも聞いておきたい。

○廣木参事官 今、最初に御指摘のあった東京の土地の評価額と再調達価格であるが、これは単純に数字を当てはめたらこうなるということをお参考までにお示ししたものであり、特に結論を誘導するというものではない。先ほども御指摘にあったとおり、土地の評価額とは、路線価をいつの時点で取るかで変わり得る話である。

ただ、再調達価格は、これも単純に数字を当てはめたので、東京センターは、完成した1985年当時の価格から考えると30億円くらいでできるという計算になっているが、私どもとしては本当に同じものを建てて30億円で建つとは思っておらず、さらに費用がかかるだろうという気がする。

大阪のセンターは1つの参考として書いたところであるが、仮に東京と大阪の間をとって、仮に39億円くらいで建設できたとしても、差引すると、1平米当たり11万円くらいの土地を探さなければいけない。しかも1万平米も探さなければならぬということは、結構な制約になるかとい

う気はする。

いずれにせよ、土地の評価額と再調達価格等を考えながら、シンクタンクに依頼したような第三者による見直しは恒常的に行っており、更に第三者として3名の大学の先生方にもお願いして、現在持っている施設も含めたJICAの事業の方法について、レビューをしていただいている。

それ以上に、緒方理事長が改革に非常に御熱心であり、着任当初から旗振りをしており、現場重視という方針により、職員200人を海外に追加的に配置するといった様々な改革を進めてきたところであり、委員が御指摘になったように、利便性を落としてでも、機能が果たせるのであれば、当然見直しの範疇には入れていかなければいけないという精神によって、理事長以下、臨んでいるところである。たとえば、今、これは大使館とのアクセスの便利さにより、JICAの本部は新宿にある。その1階に、今はスペースがないが、広尾センターと同じようなセンターを持てばどういった形になるのかといったことも、検討してまいりたい。新宿も非常に地価の高いところであり、容易ではないかと思われるが、御指摘の点はごもっともであり、広尾にしがみついているわけではない。

○大西主査 保養所については、どのように考えているのか。

○佐渡島 JICA 総務部長 JICAの佐渡島である。10%未満といった利用率の悪い保養施設については、組合との交渉等、これから内部での手続があるが、処分する方向で進めていきたい。私どもも決して懐が潤沢なわけではなく、厳しい事業費の中でやりくりを行うためにも、そういったところは非常に意識的に取り組んでまいりたい。したがって、利用率の悪い施設は、真っ先にその候補に挙がると考えていただいて結構である。

○大西主査 それでは、時間も過ぎたので、以上とさせていただきます。本日のご出席に感謝申し上げます。今後、当方にて今日の御説明を整理した上で、またコメント等があればさせていただきたいと思うので、その節はよろしくお願ひしたい。

(独立行政法人国際協力機構関係者退室)

○大西主査 翁委員は帰られたが、簡単に今後のスケジュール等を御確認させていただきたい。

資料6のとおり、前回の打合せのとおり、11月8日に追加ヒアリングもしくは再ヒアリングをさせていただきたい。11月13日は、事務局に御整理いただいた論点を協議する時間にさせていただく。

そして、11月中旬に、行政減量・効率化有識者会議へと成果をフィードバックしたい。最終的には、12月下旬、これらを受けた閣議決定が行われるといったスケジュールになる予定なので、よろしくお願ひしたい。

資料6の2枚目には、再ヒアリング、追加ヒアリング先を幾つか挙げたところである。追加ヒアリングについては、科学技術振興機構、空港周辺整備機構、日本スポーツ振興センターの3つという提案である。

翁委員や御欠席の委員の方にもお聞きするが、日程上2時間しかないので、聞けたとしても、5つないし6つの法人であることを考えると、追加ヒアリングは、最大でもこの3法人でよろしいのかなと思うがいかがか。

○緒方委員 これを選定した理由についてご説明いただきたい。

○亀水参事官 当ワーキンググループの第1回において、ヒアリング対象法人を11法人としたところであるが、11法人には入らなかったものの、金額的に大きな資産を抱えている法人や、ネーミングライツという観点から検討の余地のある法人をピックアップしたところである。例えば、科学技術振興機構であれば、東京本部は約61億円、つくば国際会議所は28億円となっており、空港周辺整備機構であれば、店舗が31億円ぐらいある。スポーツ振興センターについては、ネーミングライツが大きな検討課題ではないかと思われる。

○大西主査 日本スポーツ振興センターの論点がネーミングライツのみということであれば、再ヒアリングの法人数によっては、必ずしも全体のバランスとしては、呼ばなくてもよいのではないかという気もする。

○亀水参事官 今日ヒアリングをした5つの法人の中で、どれを追加的にヒアリングすべきかということも重要であるが、先ほど大西主査から御発言があったように、全体の時間が限られる中で、非常に短時間でやったとしても、恐らく5つか、最大6つぐらいの法人しかヒアリングできないので、その中でどれを優先すべきか、考える必要がある。

○大西主査 最大6つの法人をヒアリングするとして、再ヒアリング対象として前回までの法人の中から挙げたものは、鉄道建設・運輸施設整備支援機構と勤労者・退職金共済機構であるが、本日にヒアリングした法人の中ではないかがか。

個人的には、再ヒアリングの候補としては、日本学生支援機構と国際協力機構ではないかと思っている。

○岡本委員 国際協力機構は、もう一回ヒアリングを行ったとしても、恐らく新しく出てくるようなものはない。広尾センターについて、具体的にどうするのか、といった話になるかと思われる。これについては、ワーキンググループの意見として通信簿の中で相手方に求めるということによろしいのではないか。

○亀水参事官 追加ヒアリングは11月8日に行うので、この場ですぐに5法人なり6法人なりを決める必要はないが、今日御欠席あるいは早く帰られた委員の方々の御意見もお伺いして、最終的には主査と御相談して決めさせていただこうと思っているが、この時点で、今日の中でこの法人を再ヒアリングしたいといった御意見があれば、お聞かせいただけると幸いである。

○緒方委員 資産の額から言えば、JICAの広尾センターが一番大きな資産になると思われるが、特に8日に追加ヒアリングをしても、岡本委員からご指摘のとおり、何か新しい対案が出てくることもないようであり、また、本日のヒアリングによって、それなりの問題意識は持って帰られたと思われるので、むしろ雇用・能力開発機構のように、資産の金額は多くはないにせよ、膨大に施設を持っているところヒアリングしてどうか。本日のヒアリングでも、処分や統合を行うといった議論はあまりなかったような気がする。

○大西主査 量という意味でも、スタンスが不十分であるという意味でも、雇用・能力開発機構を呼ぶという選択肢はあり得ると思われる。

○西川審議官 議論の成果を他の法人にも波及させるという観点からは、基準として、特に認識や

体制等がしっかりとしていない点を深く縦掘りして、それを他の法人に見せて波及させるということも大事かと思われる。したがって、追加的にヒアリングを行うことも選択肢の一つであるが、今までにヒアリングした法人を対象として縦に掘って、横にいる他の法人に見せるという戦略もあり得ると考えている。

○緒方委員 雇用・能力開発機構も何か新しく案を出せるのか。今日の回答を聞いていると、次が8日という時間を考えると、気の毒かなという気もする。

○大西主査 気の毒なのは、どの法人も同じである。例えば、非常に日程的には近接しているので、本日の法人は対象としないという考え方もある。審議官の言うとおりに、縦掘りをする意味でどれかを選ぶことも一案である。そういった意味では、広尾センターについても、特段の案は出てこないとしても、ワーキンググループとして非常に拘っているというスタンスを見せる意味で、ヒアリングの対象とすることはあり得る。各自で整理した上で、ご欠席の委員からの御意見なども踏まえ、最大でも6つの法人として、再ヒアリングが4つになる場合には、日本スポーツ振興センターを削るという方針ではどうか。

○緒方委員 ネーミングライツのみが論点であれば、大西主査の言われるとおりに、呼ばなくてもよいのではないか。

○大西主査 たしかに、御検討くださいというコメントを投げるだけでよいかもしれない。余り議論も進まないと思われる。

○岡本委員 省庁間のバランスも考えるべきである。厚生労働省系でも、これまでは旧労働省系しかヒアリングしていない。旧厚生省系は本当に大丈夫なのか。特段どの法人ということはないが、どれぐらいしっかりとやっているのか、確認したい気もする。

○河内企画官 今、再ヒアリング候補として5法人が出ているが、岡本先生が御指摘のJICAの広尾センターのような種類のものが、この中に3つある。もう一度呼んでも、恐らく広尾センターを攻めるだけではないか、という意味では、今ここに書いてある鉄道建設・運輸施設整備支援機構の麻布分室と勤労者・退職金共済機構の芝公園本社ビルも同じようなものである。そういった意味では、これらは広尾センターと同じグループに入るが、そういったものについて、我々のこだわりを示すために呼ぶのか、あるいはもう少し広い論点がある学生支援機構と雇用・能力開発機構といったグループの方を呼ぶのかという論点がある。

ヒアリング対象とする法人数に限りがあるので、どちらの方向で、我々の委員会が重きを置いて、どちらのグループを呼ぶのかについて、どちらにより軸足をお持ちなのかについて指針をいただくと、我々としてもありがたい。

○大西主査 そういった意味では、法人数は6つとして、日本スポーツ振興センターは必要ないと思われるので、JICAと雇用・能力開発機構の2つを追加して、再ヒアリングの4法人と追加の2つとしてはいかがか。

○亀水参事官 岡本委員から御指摘のあった厚生労働省のうちの厚生省系については、例えば、福祉医療機構などがあるものの、運動場以外には余り論点がないという感じがする。

○大西主査 日本学生支援機構では何が論点になるのか。

○西川審議官 市ヶ谷にある事務所等である。

○岡本委員 市ヶ谷の事務所などは、印刷局の市ヶ谷センターと一体的にどこかに集約化させるなど、独法同士の関係もあるところであり、重点的に攻めるべきではないか。また、祖師谷の国際交流会館についても、駒場の会館との役割分担が非常に不明確であるという問題がある。

○亀水参事官 再ヒアリングについては、2回目なので、時間は短目に15分として、5法人で75分は掛かる。初めてのヒアリングとなる法人は30分くらい掛かるとすれば、再ヒアリング法人分を含めて、追加ヒアリングは1つが限度かと思われる。そうなると、科学技術振興機構もしくは勤労者・退職金共済機構のいずれか一つではないか。

○西川審議官 ご欠席の先生方と翁委員の御意見も伺い、全体の方針を座長と御相談させていただきたい。

○大西主査 要するに、学生支援機構を入れて5つと1つにするか、それとも除いて4つと追加の2つにするか、いずれかである。

○大西主査 雇用・能力開発機構は、割と抽象論というか、理念の問題の話であり、15分で議論できる話でもないかもしれない。

○岡本委員 しかし、鹿児島ではどうなっているのか、宿題を出したところである。

○西川審議官 理念的なことやスケジュールが曖昧なものについて、しっかりとピン止めをすることは、議論として大事かと思われる。

○大西主査 それでは、そのような形で、これらのいずれかで進めさせていただく。

最後に資料7であるが、評価のA B C Dと各委員の数を集計として、このまま公表されるということか。

○亀水参事官 今日、資料7として配付しているものは、そのままウェブサイトに掲載する予定である。10月24日現在としているのは、今日ヒアリングをしていただいた法人のものも踏まえた上で、既にヒアリングをした6法人の評価が変わる場合には変えていただき、その上で11月8日の会議の資料として配付を行い、再ヒアリング分を加えて、11月13日の会議において、再度配付させていただきたい。

○大西主査 それでは、このような形で公表したいが、御了承いただきたい。

それでは、次回11月8日もよろしくお願ひしたい。